

# 岡山県公報

発行 岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
- 岡山県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

総務学事課  
人事課

- 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則の一部を改正する規則

行政改革推進室

- 岡山県県土保全条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県環境保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

中山間・地域振興課  
環境企画課

- 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県おかやま旧日銀ホール条条例施行規則の一部を改正する規則

脱炭素社会推進課  
文化振興課

- 岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則の一部を改正する規則

スポーツ振興課

- 岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則

〃

## 目次

担当課（室）

- 岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則

生活衛生課  
畜産課

- 岡山県児島湖面における船舶の放置等の防止に関する条例施行規則
- 岡山県普通海域管理条例施行規則の一部を改正する規則

耕地課  
監理課

- 岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

都市計画課

### 【告示】

- 岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基準等の一部改正

建築指導課

### 【企業局】

- 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程
- 岡山県公営企業に従事する企業職員等の旅費規程の一部を改正する規程

総務企画課

- 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

〃

### 【議会】

（以上県例規集登載）

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岡山県議会の保有する個人情報保護の保護に関する条例施行規程の一部改正 (県例規集登載)</li> <li>【人事委員会】</li> <li>○ 岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則</li> <li>○ 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 住居手当に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則</li> <li>○ 管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則</li> </ul>	目次
<p style="text-align: center;">総務課</p> <p style="text-align: center;">人事委員会</p>	担当課(室)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一部を改正する規則</li> <li>○ 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 地域手当に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 扶養手当に関する規則</li> <li>○ 在宅勤務等手当に関する規則 (以上県例規集登載)</li> </ul>	目次
<p style="text-align: center;">〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃</p>	担当課(室)

◎岡山県規則第十三号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(岡山県吏員恩給条例施行細則の一部改正)

第一条 岡山県吏員恩給条例施行細則(昭和二十五年岡山県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十九号書式の二及び第十九号書式の三中「**こゝろを懲らすにせらるる刑**」を「**懲らさるる刑**」に、「**せらるる刑**」を「**拘禁刑**」に改め、第十九号書式の四中「**こゝろを懲らすにせらるる刑**」を「**懲らさるる刑**」に改め、第三十号書式及び第三十一号書式中「**こゝろを懲らすにせらるる刑**」を「**懲らさるる刑**」に、「**懲ら又は禁この刑**」を「**拘禁刑**」に改める。

(岡山県恩給給与細則の一部改正)

第二条 岡山県恩給給与細則(昭和二十八年岡山県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五号書式及び第二十六号書式中「**こゝろを懲らすにせらるる刑**」を「**懲らさるる刑**」に、「**せらるる刑**」を「**拘禁刑**」に改め、第二十七号書式中「**こゝろを懲らすにせらるる刑**」を「**懲らさるる刑**」に改め、第四十七号書式及び第四十八号書式中「**こゝろを懲らすにせらるる刑**」を「**懲らさるる刑**」に、「**懲ら又は禁この刑**」を「**拘禁刑**」に改める。

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年岡山県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第一号中「**懲役、禁錮**」を「**拘禁刑**」に改める。

(災害救助法施行細則の一部改正)

第四条 災害救助法施行細則(昭和三十五年岡山県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

様式第七号裏中「**懲ら**」を「**拘禁刑**」に改める。

(岡山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第五条 岡山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年岡山県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

様式第十七号(裏面)5中「(2) 懲役又は禁固の刑に処せられ刑の執行を受けて

いるとき。」を「(2) 死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留されているとき。」と

改め、

「(3)」を「(4)」と改め、

様式第三十一号中「2 心身障害者が懲役・禁錮の刑に処せられ刑の執行を受けている。」を「2 心身障害者が死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留されている。」と改め、

3 心身障害者が拘禁刑に処せられ刑の執行を受けている。」を「3」を「4」とし、「心身障害者が懲役・禁固の刑の執行を解かれた」と「心身障害者が拘禁刑以上の刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった」と改め、

(岡山県普通海域管理条例施行規則の一部改正)

第六条 岡山県普通海域管理条例施行規則(平成十年岡山県規則第三十六号)の一部を

次のように改正する。

第五条第三号へ及びト並びに別表第二その他の項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(人の資格に関する経過措置)

**第七条** 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例若しくは規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例若しくは規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期の禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十三条に規定する禁錮をいう。以下同じ。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第十六条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

一 岡山県吏員恩給条例施行細則

二 岡山県恩給給与細則

三 災害救助法施行細則

四 岡山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則

◎岡山県規則第十四号

岡山県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員等の旅費支給規則（昭和二十七年岡山県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「旅行取消等の場合」を「旅行命令等の変更を受けた場合等」に改め、同条中「の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による」を「に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする」に改め、同条各号を次のように改める。

一 条例第三条第二項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

二 条例第三条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第十八条、第二十条第一項及び第二十一条第二項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

第一条に次の一項を加える。

2 条例第三条第六項に規定する規則で定めるものは、条例第二十五条第二項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

一 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第十条第一項各号、第十一条第一項各号、第十二条第一項各号及び第十三条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第七条の規定により計算した額と現に支払った額と所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

二 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第十四条、第十五条、第十八条、第十九条及び第二十条第一項並びに条例第七条の規定により計算した額と現に支払った額と所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

第二条の見出し中「旅費喪失の」を「旅費額を喪失した」に改め、同条第一項中「その他知事が定める事情とは、宿泊施設の火災その他の本人の責めに帰すべきでない理由によるもので、そのつど知事が認定するものをいう」を「規則で定める事情は、次に掲げる事情とする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 交通事故その他の条例第三条第七項に規定する者の責めに帰することができない事情

二 前条第一項第二号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

第二条第二項中「の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による」を「に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「機関」を「手段」に、「等の切符類」を「航空券等」に改め、「以下「切符類」という。」を削り、「以下本条」を「次号」に改め、同項第二号中「免がれた」を「免れた」に改め、「（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額）」を削る。

第三条を次のように改める。

（旅行命令簿等の記載事項又は記録事項）

第三条 条例第四条第四項及び第六項に規定する規則で定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間及び旅行命令権者の職名とする。

2 旅行命令簿は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に規定する事項のほか、所属名、住所又は居所、職名、氏名及び概算払又は精算払に係る支給額又は記録する。

3 旅行依頼簿は、旅行命令権者が旅行者ごとに作成し、第一項に規定する事項のほか、所属団体名又は所属名、住所又は居所、役職又は職名、氏名及び概算払又は精算払に係る支給額を記載又は記録する。

4 旅行命令簿及び旅行依頼簿は、旅行命令等の変更をする場合には、旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載又は記録する。

第四条を削る。

第五条中「旅行者が」を「旅行者は」に、「たる書類」を「足る資料」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項等)

第五条 条例第八条第一項に規定する請求書の種類は、次に掲げるものとする。

一 次号から第五号までに規定する旅費以外の旅費を請求する場合には、出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書

二 条例第三条第一項に規定する赴任に係る旅費又は同条第二項第一号若しくは第五項の規定により転居費、着後滞在費、家族移転費若しくはこれらに相当するものが含まれる旅費を請求する場合には、赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書

三 条例第三条第二項第二号又は第三号に規定する者に係る旅費を請求する場合には、死亡時旅費請求書

四 条例第三条第六項に係る旅費を請求する場合には、旅費損失請求書

五 条例第三条第七項に係る旅費を請求する場合には、旅費喪失請求書

2 条例第八条第一項に規定する必要な資料の種類は、別表第一のとおりとする。

3 条例第八条第七項に規定する記載事項又は記録事項は、別表第二の上欄に掲げる請求書の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項及び別表第三の上欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

4 旅行命令権者及び支払者は、旅行者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であることを確認するものとする。  
第六条を削る。

第七条の見出し中「請求手続」を「精算に係る期間」に改め、同条第一項中「第十二条第二項」を「第八条第二項」に改め、「精算の」を削り、「旅行の」を「旅行を」に改め、「以内」を削り、同条第二項中「第十二条第三項」を「第八条第三項」に改め、「返納の」及び「以内」を削り、同条を第六条とし、同条の次に次の十四条を加える。  
(給与の種類)

第七条 条例第八条第四項及び第二十七条第二項に規定する給与の種類は、岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下この条及び第十九条において「給与条例」という。)に規定する給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(給与条例第十三条の三の規定による手当を含む)、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(鉄道賃に係る鉄道)

第八条 条例第十条第一項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

二 軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道に類するもの

(船賃に係る船舶)

第九条 条例第十一条第一項に規定する規則で定めるものは、海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第十条 条例第十二条第一項に規定する規則で定めるものは、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(その他の交通費に係る計算)

第十一条 条例第十三条第二項に規定する規則で定める額は、一キロメートルにつき三十七円とする。

2 条例第十三条第二項の規定により計算した額とする場合に必要な陸路(鉄道を除く。以下この条において同じ。)の路程の計算は、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程により行うものとする。ただし、県内の路程については、知事が定めるところによる。

3 前項本文の規定による陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。

4 陸路と鉄道、水路又は航空にわたる旅行については陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点とすることができる。

5 前二項の規定により陸路の路程の計算をし難い場合には、地方公共団体の長の証明する元標その他当該路程の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。

(宿泊費基準額等)

第十二条 条例第十四条本文に規定する規則で定める額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第二の一の表第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる額とする。

2 条例第十四条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するものとして旅行命令権者が認めるときとする。

(宿泊手当の定額等)

第十三条 条例第十六条に規定する規則で定める一夜当たりの定額は、二千四百円とする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項に規定する定額の三分の二の額

二 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に規定する定額の三分の一の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前二項の規定にかかわらず、第一項に規定する定額と同額とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該定額の三分の一の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前三項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(旅行雑費の定額)

第十四条 条例第十七条に規定する規則で定める一日当たりの定額は、二百円とする。

(転居費の算定方法等)

第十五条 条例第十八条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときを限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものと前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の規定により算定する場合には、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として知事が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第十六条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における在勤公署の変更に伴う旅行については、県公舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(退職者等の旅費の細則)

第十七条 条例第二十一条第一項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

一 職員が出張中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

二 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費（遺族の旅費の細則）

第十八条 条例第二十二條に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- 一 職員が条例第三條第二項第二號の規定に該当する場合において、同號の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
  - イ 職員が出張中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
  - ロ 職員が赴任中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- 二 条例第三條第二項第三號の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から居住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第二條第五号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。（通勤手当との調整）

第十九條 旅行者が給与条例第十一條に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であつて、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。（年度経過による区分）

第二十條 移動中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。別表を次のように改める。

別表第一（第五條関係）

請求書に添付する資料

		区 分		添 付 す る 資 料	
一 鉄道賃	条例第十條第一項第一号に掲げる運賃	条例第十條第一項第二号から第五号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料（支払者が必要と認める場合に限る。）	その支払を証明するに足る資料（急行料金及び座席指定料金にあつては、支払者が必要と認める場合に限る。）	
	条例第十一條第一項第一号に掲げる運賃	条例第十一條第一項第二号から第四号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料（支払者が必要と認める場合に限る。）	その支払を証明するに足る資料	
二 船賃	条例第十一條第一項第一号に掲げる運賃	条例第十一條第一項第二号から第四号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料（支払者が必要と認める場合に限る。）	その支払を証明するに足る資料	
三 航空賃	条例第十二條第一項第一号に掲げる運賃	条例第十二條第一項第一号に掲げる運賃	その支払を証明するに足る資料（支払者が必要と認める場合に限る。）	その支払を証明するに足る資料（支払者が必要と認める場合に限る。）	



<p>四 その他の交通費</p>	<p>条例第十二条第一項第二号及び第三号に掲げる費用</p> <p>その支払を証明するに足る資料（支払者が必要と認める場合に限る。）</p>
<p>四 その他の交通費</p>	<p>条例第十三条第一項第一号から第三号までに掲げる費用</p>
<p>条例第十三条第一項第四号に掲げる費用</p> <p>その支払を証明するに足る資料</p>	<p>その支払を証明するに足る資料（支払者が必要と認める場合に限る。）</p>
<p>五 宿泊費</p>	<p>その支払を証明するに足る資料</p> <p>第十二条第二項の規定に該当することを証明するに足る資料（条例第十四条ただし書の規定に該当する場合に限る。以下この表において同じ。）</p>
<p>六 包括宿泊費</p>	<p>その支払を証明するに足る資料</p> <p>その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料</p>
<p>七 転居費</p>	<p>その支払を証明するに足る資料</p> <p>転居を証明する資料</p> <p>同居する家族であることを証明する資料（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。）</p> <p>条例第二十條第二項の規定による延長の許可を証明するに足る資料（同項の規定に該当する場合に限る。）</p>
<p>八 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）</p>	<p>その支払を証明するに足る資料</p> <p>第十二条第二項の規定に該当することを証明するに足る資料</p>
<p>九 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）</p>	<p>その支払を証明するに足る資料</p> <p>移転を証明する資料</p> <p>同居する家族であることを証明する資料</p> <p>第十二条第二項の規定に該当することを証明するに足る資料</p>
<p>十 条例第二十一条に規定する旅費</p>	<p>請求する種目に相当するものに応じた一の項から九の項までに掲げる資料</p> <p>退職等の事由を証明する資料</p> <p>所定の期間内に退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料</p> <p>旅行中に退職等となったことを証明する資料</p>

<p>十一 死亡時旅費請求書により請求する旅費</p>	<p>請求する種目に相当するものに応じた一の項から九の項までに掲げる資料 職員の死亡及びその死亡地を証明する資料 帰住を証明する資料（遺族が帰住した場合に限る。） 遺族であることを証明する資料</p>
<p>十二 旅費損失請求書により請求する旅費</p>	<p>損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料 旅行命令等の変更、条例第三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は第一条第一項各号に掲げる場合に該当することを証明する資料 同居する家族であることを証明する資料（転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。）</p>
<p>十三 旅費喪失請求書により請求する旅費</p>	<p>天災又は第二条第一項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料 喪失額を証明するに足る資料</p>
<p>十四 条例第二十六条に規定する旅費</p>	<p>請求する種目に相当するものに応じた一の項から九の項までに掲げる資料 条例第二十六条第一項の規定に該当することを証明するに足る資料</p>
<p>別表第一の次に次の二表を加える。 別表第二（第五条関係） 旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（請求書）</p>	
<p>出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書</p>	<p>記載事項又は記録事項</p> <p>支払者の職名及び氏名 請求者の所属名又は所属団体名、職名又は役職及び氏名 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）、種目及びその金額 請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額（これらについては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。）</p>
<p>赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書</p>	<p>支払者の職名及び氏名 請求者の所属名又は所属団体名、職名又は役職及び氏名 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額</p>

一 鉄道賃	区 分	記載事項又は記録事項
<p>並びに合計金額</p>	<p>並びに合計金額</p>	<p>死亡時旅費請求書</p> <p>支払者の職名及び氏名 請求者の住所、死亡者との続柄及び氏名並びに死亡者の所属名、職名及び氏名 請求額 種目及びその金額 請求年月日</p> <p>旅費損失請求書</p> <p>支払者の職名及び氏名 請求者の所属名又は所属団体名、職名又は役職及び氏名（これらについては、請求者が遺族以外の者である場合に限る。） 請求者の住所、職員との続柄及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） 請求額 種目及びその金額 損失事由 請求年月日</p> <p>旅費喪失請求書</p> <p>支払者の職名及び氏名 請求者の所属名又は所属団体名、職名又は役職及び氏名 請求額 喪失以後の旅行に必要な旅費額、喪失を免れた旅費額及び差引額 喪失以後の旅行に必要な旅費について、旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 喪失事由 請求年月日</p>

備考

一 旅行日ごとに記載又は記録する事項は、請求の内容が同一である、又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。

二 概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一である場合には、出張旅費精算請求書及び赴任旅費精算請求書のうち、出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額の記載又は記録を省略することができる。

三 請求書は、備考欄を設け、旅費の計算上参考となる事項等を記載又は記録することができる。

別表第三（第五条関係）  
旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（種目）

二 船賃	条例第十一条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号及び第三号に掲げる料金並びに同項第四号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
三 航空賃	条例第十二条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号に掲げる座席指定料金及び同項第三号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
四 その他の交通費	金額
五 宿泊費	夜数及び金額
六 包括宿泊費	夜数及び金額
七 宿泊手当	夜数及び定額
八 旅行雑費	金額
九 転居費	金額
十 着後滞在費	宿泊費に係る夜数及び金額、宿泊手当に係る夜数及び定額並びにこれらの合計金額
十一 家族移転費	一の項から七の項まで及び十の項の例に準じた記載事項又は記録事項、合計金額並びに旅行人員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岡山県職員等の旅費支給規則（以下「新規規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に岡山県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年岡山県条例第四号。以下この項において「改正条例」という。）第一条の規定による改正後の岡山県職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年岡山県条例第四十四号。以下この項及び第四項において「新条例」という。）第二条第一号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項に規定する旅行命令等（以下この項及び新条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例第一条の規定による改正前の岡山県職員等の旅費に関する条例（以下この項及び第四項において「旧条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等（以下この項及び旧条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等（以下この項及び新条例第二条第一号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。）

3 新規則第十七条及び第十八条の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新規則第一条及び第二条の規定は、新条例第三条第六項及び第七項に規定する者が同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

◎岡山県規則第十五号

知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則の一部を改正する規則  
知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則（昭和四十一年岡山県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。  
第三条第十一号中「同項第六号」を「同項第四号」に改め、同条第十二号中「第五号」を「第三号」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十六号

岡山県県土保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県県土保全条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県県土保全条例施行規則（昭和四十八年岡山県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第十五条第一項第十号」を「第十五条第一項第十四号」に改め、同項第一号中「土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる土地改良事業として行う開発行為又は」を削り、同項第二号中「経営、管理」を「整備及び保全」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 条例第十五条第一項第十二号の規則で定める公共の用に供する施設は、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で知事が定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で知事が定めるものとする。

4 条例第十五条第一項第十三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る開発行為

二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る開発行為、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る開発行為又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る開発行為

三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る開発行為又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る開発行為

四 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る開発行為又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る開発行為

五 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第三条第五号に規定する宅地造成又は特定盛土等に関する開発行為のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートルを超えない盛土又は切土をするもの

六 次に掲げる土石の堆積に関する開発行為

イ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第四条第二号に規定する土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートルを超えないもの

ロ 開発行為の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該開発行為に使用する土石又は当該開発行為で発生した土石を当該開発行為の現場又はその付近に

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

堆積するもの  
附 則  
この規則は、令和七年四月一日から施行する。



◎岡山県規則第十七号

岡山県環境保健センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県環境保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境保健センター条例施行規則（昭和五十一年岡山県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号(一)中「四七〇」を「四九〇」に、「八二〇」を「八四〇」に、「一、九九〇」を「二、〇五〇」に改め、同号(二)中「一、〇三〇」を「一、〇六〇」に、「一、九八〇」を「二、〇四〇」に、「三、二九〇」を「三、三九〇」に、「三、九五〇」を「四、〇七〇」に、「九、八四〇」を「一〇、一五〇」に改め、同号(三)中「三、〇九〇」を「三、一八〇」に改め、同号(四)イ中「八、〇二〇」を「八、二七〇」に改め、同(四)ロ中「四〇、八一〇」を「四二、一一〇」に改め、同表第二号(一)イ中「二二九、七〇〇」を「二三七、〇六〇」に改め、同(一)ロ(イ)中「五三〇」を「五五〇」に、「一、〇七〇」を「一、一〇〇」に、「二、七三〇」を「二、七八〇」に、「二、六〇〇」を「二、六八〇」に、「二、九四〇」を「三、〇三〇」に改め、同(ロ)中「六四〇」を「六六〇」に改め、同号(二)イ中「一、〇四〇」を「一、〇七〇」に、「一、六八〇」を「一、七三〇」に、「一、九二〇」を「一、九八〇」に、「二、七二〇」を「二、八〇〇」に、「四、〇九〇」を「四、二二〇」に改め、同(二)ロ中「二、一一〇」を「二、一八〇」に改め、同号(三)中「八六〇」を「八八〇」に、「一、二七〇」を「一、三二〇」に改め、同号(四)中「二三、六〇〇」を「二四、三六〇」に改め、同号(五)イ中「四、八九〇」を「五、〇四〇」に、「九、六七〇」を「九、九八〇」に、「三三、五五〇」を「三三、六〇〇」に改め、同表第三号中「八一〇」を「八三〇」に、「四、二〇〇」を「四、三三〇」に改め、同表第四号中「九二〇」を「九四〇」に、「二、八六〇」を「二、九五〇」に改め、同表第五号(一)中「一、八三〇」を「一、八八〇」に、「三、六〇〇」を「三、七一〇」に、「五、三六〇」を「五、五三〇」に改め、同号(二)中「八、〇〇〇」を「八、二五〇」に改め、同表第六号中「八六〇」を「八八〇」に、「一、九〇〇」を「一、九六〇」に、「三、七三〇」を「三、八二〇」に改め、同表第七号(一)中「八八〇」を「九〇〇」に、「二、五四〇」を「二、六二〇」に改め、同表第七号(二)中「四、六七〇」を「四、九〇〇」を「五、〇五〇」に改め、同号(二)イ中「八、六〇〇」を「八、八七〇」に改め、同(二)ロ(イ)中「一、九〇〇」を「一、九六〇」に、「二、六七〇」を「二、七五〇」に改め、同(ロ)中「一、八三〇」を「一、八八〇」に、「三、〇四〇」を「三、一三〇」に、「七、八〇〇」を「八、〇四〇」に改め、同号(三)中「九二〇」を「九四〇」に、「三、一四〇」を「三、二四〇」に、「四、七六〇」を「四、九一〇」に、「五、二七〇」を「五、四三〇」に改め、同号(四)中「八、一九〇」を「八、四五〇」に改め、同号(五)中「六、〇三〇」を「六、二二〇」に、「二五、七七〇」を「二六、五九〇」に改め、同号(六)中「八三〇」を「八五〇」に改め、同表第八号(一)中「四、〇〇〇」を「四、一一〇」に改め、同号(二)中「一〇、六〇〇」を「一〇、九三〇」に改め、同表第十号中「二、五九〇」を「二、六七〇」に、「五、四〇〇」を「五、五七〇」に、「五、八三〇」を「六、〇一〇」に、「四四、三五〇」を「四五、七六〇」に改め、同表第十一号中「一八、七七〇」を「一九、三七〇」に、「二五、〇三〇」を「二五、八三〇」に、「三〇、三〇〇」を「三一、二七〇」に、「四五、一四〇」を「四六、五八〇」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十八号

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則（令和元年岡山県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「設置禁止区域」の下に「の種類及び設置禁止区域」を加え、同項第十号中「第七条第一項」を「第八条第一項及び第十五条第二項」に改める。

第十五条を第十七条とする。

第十四条中「第十二条第一項各号」を「第十四条第一項各号」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条第一項中「第六条第二号」を「第七条第二号」に、「同条第一項第七号」を「前条第一項第一号、第三号、第四号又は第五号に係る変更にあつては三十日前、第七号」に、「十日」を「十日」に改め、同条第二項中「第十二条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に、「もの」を「もの並びに変更後においても届出をした太陽光発電施設が設置許可基準に該当することが明らかなもの」に、「第六条第二号」を「第七条第二号」に改め、同条を第十五条とし、第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とする。

第十条第一項中「第五条第九項」を「第五条第十項」に、「十日」を「二日」に改め、同条を第十二条とする。

第九条中「第五条第九項」を「第五条第十項」に改め、同条を第十一条とする。

第八条中「第五条第七項（同条第九項）」を「第五条第八項（同条第十項）」に改め、同条を第十条とし、同条の前に次の一条を加える。

（岡山県太陽光発電事業技術審査会の意見を聴くことを要しない変更）

**第九条** 条例第五條第六項ただし書の規則で定める変更は、第五條第一項第一号に掲げる事項に係る変更（設置許可を受けた者の変更に限る。）とする。

第七條第一項中「第五條第四項ただし書」を「第五條第五項ただし書」に改め、同條第二項中「第五條第六項」を「第五條第七項」に改め、同條を第八條とする。

第六條中「第五條第四項本文」を「第五條第五項本文」に、「前條第二項各号」を「第五條第二項各号」に改め、同條を第七條とし、第五條の次に次の一条を加える。

（許可を要しない場合）

**第六條** 条例第五條第一項ただし書の規則で定める場合は、太陽電池モジュール（小規模なものに限る。）が照明、防犯カメラその他の小規模な設備と一体となっている太陽光発電施設（専ら当該設備のために電気を発電するものに限る。）を設置する場合とする。

本則に次の五条を加える。

（岡山県太陽光発電事業技術審査会）

**第十八條** 岡山県太陽光発電事業技術審査会（以下「審査会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

第十九条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第二十条 審査会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議が定足数に達せず、再度審査会を招集するいとまがないときその他会長が必要と認めるときは、委員の半数以上に回議した上、会長の決定により会議の議決に代えることができる。

5 前項の規定による処置については、会長は、次の会議においてこれを審査会に報告し、その承認を求めなければならない。

第二十一条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審査会の会議に出席させ、意見を述べ、又は説明させることができる。

第二十二条 審査会の庶務は、環境文化部脱炭素社会推進課において行う。

第二十三条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則第三項中「~~第15条~~第17条」を「第十四条第一項各号」に改める。  
様式中「~~第15条~~第17条」を「~~第17条~~第17条」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第十九号

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則（平成十六年岡山県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表ホールの項中「二、一六〇円」を「二、二二〇円」に、「八六〇円」を「八八〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「三、八七〇円」を「三、九九〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八八〇円」に、「六四〇円」を「六六〇円」に改め、同表芸術・文化ワークルームの項中「一、一八〇円」を「一、二一〇円」に、「八五〇円」を「八七〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十号

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則（平成十七年岡山県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の表中「一、八八〇円」を「一、九四〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に、「四二〇円」を「四三〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇六〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「二六〇円」を「二七〇円」に、「一、四五〇円」を「一、四九〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十一号

岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則の一部を改正する規則

岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則(昭和五十五年岡山県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表バレーボールの項中「三四〇円」を「三五〇円」に改め、同表演台の項中「八七〇円」を「八九〇円」に改め、同表マイクホンの項中「三四〇円」を「三五〇円」に改め、同表電光掲示板の項及びテープレコーダーの項中「八七〇円」を「八九〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十二号

岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則（平成十六年岡山県規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表テントの項中「八五〇円」を「八七〇円」に改め、同表演台の項中「一五〇円」を「一六〇円」に改め、同表陸上競技用具の項中「四、六八〇円」を「四、八二〇円」に改め、同表サッカー用具の項及びラグビー用具の項中「一、〇六〇円」を「一、〇九〇円」に改め、同表ライン引器の項中「二二〇円」を「三二〇円」に改め、同表放送設備の項中「一、〇八〇円」を「一、一一〇円」に改め、同表照明設備の項中「二〇〇円」を「二一〇円」に改め、別表の三の表控室・休憩室の項中「四二〇円」を「四三〇円」に改め、同表記録室・放送室の項中「七六〇円」を「七八〇円」に改め、同表写真判定室の項中「四五〇円」を「四七〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十三号

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十三年岡山県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「（費用の負担）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。



◎岡山県規則第二十四号

岡山県家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県家畜保健衛生所条例施行規則（平成六年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「二、六五〇円」を「二、七三〇円」に、「八四〇円」を「九二〇円」に、「二〇〇円」を「一三〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十五号

岡山県児島湖面における船舶の放置等の防止に関する条例施行規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県児島湖面における船舶の放置等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県児島湖面における船舶の放置等の防止に関する条例（令和七年岡山県条例第六十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(警告)

第三条 条例第四条の規定による警告は、知事が別に定める警告書を、船舶（当該船舶の係留の用に供する工作物を含む。以下この条において同じ。）に貼り付け、又は当該船舶が捨て、若しくは放置（次条において「放置等」という。）されている場所若しくはその付近に掲示する方法により行う。

(船舶を保管した場合の公示)

第四条 条例第五條第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について、船舶の保管を始めた日の翌日から起算して十四日間、備前県民局及び保管した船舶が放置等されていた場所又はその付近に掲示する方法により行うものとする。ただし、第一号から第四号までに掲げる事項については、確認することができるもののみを公示するものとする。

一 保管した船舶の名称

二 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十六条に規定する登録番号

三 小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）第六条第二項第五号に規定する船体識別番号

四 小型船舶の登録等に関する法律第八条に規定する船舶番号

五 保管した船舶の種類、形状及び数量

六 保管した船舶が放置等されていた場所及び当該船舶を移動した日時

七 船舶の保管を始めた日時及び保管の場所

八 前各号に掲げるもののほか、保管した船舶を返還するために必要と認められる事項

2 前項の規定による掲示の期間が満了してもなお保管した船舶の所有者等の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を知ることができないときは、前項各号に掲げる事項を岡山県公報に掲載する。

(保管した船舶の一覧簿)

第五条 知事は、別に定める保管した船舶の一覧簿を作成し、備前県民局に備え付け、一般の閲覧に供しなければならない。

(船舶の価額の評価の方法)

第六条 条例第五條第四項の規定による船舶の価額の評価は、当該船舶の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該船舶の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、船舶の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した船舶を売却する場合の手続)

**第七条** 条例第五条第四項の規定による保管した船舶の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がないときその他競争入札に付することが適当でないときと認められるときは、随意契約により売却することができる。

(船舶等を返還する場合の手続)

**第八条** 知事は、条例第五条第二項の規定により保管した船舶又は同条第四項に規定する売却した代金を所有者等に返還するときは、返還を受ける者に、その者が当該船舶の所有権その他当該船舶を常時使用する権利を有することを証するに足りる書類を提出させる方法によってその者が当該船舶の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、知事が別に定める受領書と引換えに返還するものとする。

(準用)

**第九条** 第四条から前条まで(第四条第一項第一号から同項第四号までの規定を除く。)の規定は、船舶の係留の用に供する工作物について準用する。

(身分証明書)

**第十条** 条例第六条第二項に規定する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

別記様式

(表)

第	号
身分証明書	
所	属
職	名
氏名	
生年月日	年 月 日生
上記の者は、岡山県児島湖面における船舶の放置等の防止に関する条例（令和7年岡山県条例第67号）第6条の規定により立入検査等を行う者であることを証明する。	
年	月 日交付
岡山県知事	
印	

(裏)

岡山県児島湖面における船舶の放置等の防止に関する条例（抜粋）  
（立入検査等）

**第6条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、児島湖面にみだりに、捨て、又は放置されている船舶に立ち入り、当該船舶の状況及び所有者等を確認するため必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。

◎岡山県規則第二十六号

岡山県普通海域管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県普通海域管理条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県普通海域管理条例施行規則（平成十年岡山県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第一条の二 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二条第一項中「普通海域占用等許可申請書（様式第一号）」を「知事が別に定める申請書」に改め、同項第二号中「行為」の下に「（係留保管により占用するものを除く。）」を加え、同項中第五号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 占用等をするに当たり必要な法令又は他の条例の規定による処分があるときは、当該処分を受けていることを示す書面又は当該処分の見込みに関する書面

第二条第一項第四号中「利害関係人」の下に「がいるときは、利害関係人」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 条例第三条第一項第一号に規定する行為（係留保管により占用するものに限る。）については、係留保管をしようとする船舶の写真、係留保管の方法を示す図面及び漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十二条第一項に規定する登録票の写し（同法第十条第一項に規定する登録を受けている船舶に係留保管する場合に限る。）又は小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）第七条に規定する通知の写し（同法第三条に規定する登録を受けている船舶に係留保管する場合に限る。）

第二条第二項中「普通海域占用等変更許可申請書（様式第二号）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第三条中「普通海域占用等更新許可申請書（様式第三号）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第四条中「当該」を「知事が別に定める当該」に改め、「（様式第四号）」を削る。

第五条第四号中「又は施設の設置位置及び」を「若しくは施設の設置位置又は係留保管の位置に係る基準及び工作物又は施設の」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 係留保管により占用する場合にあつては、当該係留保管に係る工作物を設置又は使用する正当な権原を有していること。

第六条中「普通海域占用等廃止届（様式第五号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第七条中「住所等変更報告（様式第六号）」を「知事が別に定める様式」に改める。

第八条中「身分証明書（様式第七号）」を「別記様式」に改め、同条を第十四条とし、第七条の次に次の六条を加える。

（警告）

第八条 条例第十条第一項の規定による警告は、知事が別に定める警告書を、船舶若しくは係留保管の用に供されている工作物に貼り付け、又は当該船舶が捨て、若しくは放置（次条において「放置等」という。）されている場所若しくはその付近に掲示する方法により行う。

（船舶を保管した場合の公示）

**第九条** 条例第十条の二第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について、船舶の保管を始めた日の翌日から起算して十四日間、県民局又は地域事務所及び保管した船舶が放置等されていた場所又はその付近に掲示する方法により行うものとする。ただし、第一号から第四号までに掲げる事項については、確認することができるもののみを公示するものとする。

- 一 保管した船舶の名称
- 二 漁船法第十六条に規定する登録番号
- 三 小型船舶の登録等に関する法律第六条第二項第五号に規定する船体識別番号
- 四 小型船舶の登録等に関する法律第八条に規定する船舶番号
- 五 保管した船舶の種類、形状及び数量
- 六 保管した船舶が放置等されていた場所及び当該船舶を移動した日時
- 七 船舶の保管を始めた日時及び保管の場所
- 八 前各号に掲げるもののほか、保管した船舶を返還するために必要と認められる事項

2 前項の規定による掲示の期間が満了してもなお保管した船舶の所有者等の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を知ることができないときは、前項各号に掲げる事項を岡山県公報に登載する。

（保管した船舶の一覧簿）

**第十条** 知事は、別に定める保管した船舶の一覧簿を作成し、県民局又は地域事務所に備え付け、一般の閲覧に供しなければならない。

（船舶の価額の評価の方法）

**第十一条** 条例第十条の二第四項の規定による船舶の価額の評価は、当該船舶の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該船舶の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、船舶の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した船舶を売却する場合の手続）

**第十二条** 条例第十条の二第四項の規定による保管した船舶の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がないときその他競争入札に付することが適当でないと認められるときは、随意契約により売却することができる。

（船舶等を返還する場合の手続）

**第十三条** 知事は、条例第十条の二第二項の規定により保管した船舶又は同条第四項に規定する売却した代金を所有者等に返還するときは、返還を受ける者に、その者が当該船舶の所有権その他当該船舶を常時使用する権利を有することを証するに足る書類を提出させる方法によってその者が当該船舶の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、知事が別に定める受領書と引換えに返還するものとする。

別表第一工作物又は施設の設置位置の項中「又は施設」を「若しくは施設」に改め、「設置位置」の下に「又は係留保管の位置」を加え、

- 四 船舶の通常航路の付近は、その境界線から二〇メートル以上の距離を保つこと。

を

- 四 船舶の通常航路の付近は、その境界線から二〇メートル以上の距離を保つこと。
- 五 係留保管でアンカーロープを用いる場合は、ブイ等によりアンカーロープの位置を明示すること。
- 六 係留保管においては、国、県及び市町村の開発、整備計画上支障のない位置であること。

に改める。

別表第一工作物又は施設の構造の項中「栈橋設置」を「工作物設置」に、

- 三 浮き栈橋は、いかりその他これに類するものを用いて海底に固着させ、又はくいその他これに類する工作物に結合させること。

を

- 三 浮き栈橋は、いかりその他これに類するものを用いて海底に固着させ、又はくいその他これに類する工作物に結合させること。
- 四 船舶を係留する工作物は、船舶の係留に必要とされる十分な強度を有しており、陸地又は海底に完全に定着していること。
- 五 船舶を係留する工作物は、景観上の配慮がなされていていること。

に改める。

様式第一号から様式第六号までを削り、様式第七号中「第8条附則」を「第14条附則」に改め、同様式(裏)中「第11条附則」を「第12条」に改め、「第13条」の次に「第11条は普通海域にみだりに、捨て、若しくは放置されている船舶（以下この項において「放置等船舶」という。）」を「第12条」の次に「第11条は放置等船舶」を「検査させ」の次に、「~~第13条附則の所定事項を記載する~~」を加え、同様式を別記様式とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年七月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の岡山県普通海域管理条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第二十七号

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立都市公園条例施行規則（昭和四十一年岡山県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一鶴鳴館の項中「四〇〇円」を「四二〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「三二〇円」を「三一〇円」に、「四五〇円」を「四七〇円」に、「三四〇円」を「三五〇円」に、「五一〇円」を「五三〇円」に、「六五〇円」を「六七〇円」に、「九六〇円」を「九九〇円」に、「五八〇円」を「六〇〇円」に、「八七〇円」を「八九〇円」に、「四六〇円」を「四八〇円」に、「七一〇円」を「七三〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「一一、〇四〇円」を「一一、〇七〇円」に改め、同表鶴鳴館本館の項中「五八〇円」を「六〇〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「四六〇円」を「四八〇円」に改める。

別表第二陸上競技場・補助陸上競技場の項中「三二、二六〇円」を「三三、二九〇円」に、「二六〇円」を「二七〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「六、四一〇円」を「六、六一〇円」に、「二四〇円」を「二五〇円」に、「五二〇円」を「五三〇円」に、「二、一一〇円」を「二、一八〇円」に、「五、三七〇円」を「五、五四〇円」に、「二一、五〇〇円」を「二二、一八〇円」に改め、同表野球場の項中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「二六〇円」を「二七〇円」に改め、同表体育館の項中「八八〇円」を「九〇〇円」に、「三七〇円」を「三九〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「七、九三〇円」を「八、一八〇円」に改め、同表テーブルダーの項及びレコードプレーヤーの項中「八八〇円」を「九〇〇円」に改め、同表ハンドマイクの項及びマイクロホンの項中「三七〇円」を「三九〇円」に改め、同表テントの項中「八八〇円」を「九〇〇円」に改め、同表ビーチパラソルの項中「三七〇円」を「三九〇円」に改め、同表ピアノの項中「一、七〇〇円」を「一、七五〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。



◎岡山県告示第百三十六号

岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基準等（平成二十八年岡山県告示第百七十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第一条中「第二条第一項第九十七号イ、同項第一百一号イ」を「第二条第一項第八号イ、同項第九十七号イ、同項第一百一号ハ」に、「同項第百五号イ、同項第百七号イ」を「同項第百五号ロ、別表第十四の二の備考」に改め、「別表第十六の備考」及び「別表第二十の備考及び別表第二十一の備考」を削る。

第三条を削り、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（条例第二条第一項第八号イ及び第百一号ハの知事が定める建築物）

**第二条** 条例第二条第一項第八号イ及び第百一号ハの知事が定める建築物は、その主たる用途が次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

一 危険物の貯蔵又は処理に供するもの

二 水産物の増殖場又は養殖場

三 卸売市場

四 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

第四条（見出しを含む。）中「の知事」を「及び第百五号ロの知事」に改める。

第五条を次のように改める。

（条例別表第十四の二の備考の知事が定める基準）

**第五条** 条例別表第十四の二の備考の知事が定める基準のうち仕様基準は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は基準省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準とする。

**2** 条例別表第十四の二の備考の知事が定める基準のうち仕様・計算併用法は、基準省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(1)に定める基準若しくは同号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は基準省令第十条第二号イ(2)及びロ(1)に定める基準若しくは同号イ(1)及びロ(2)に定める基準とする。

**3** 条例別表第十四の二の備考の知事が定める基準のうち標準計算法は、基準省令第一条第一項第二号に定める基準（前二項に定める基準を除く。）又は基準省令第十条第二号に定める基準（前二項に定める基準を除く。）とする。

第六条の見出し中「及び別表第十六の備考」を削り、同条第一項中「及び別表第十六の備考」を削り、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第一号ロ」を「次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 条例第二条第一項第百一号の申請 基準省令第一条第一項第一号ロに定める基準  
二 条例第二条第一項第百三号の申請（次号に掲げる申請を除く。） 基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準

三 条例第二条第一項第百三号の申請（当該申請に係る建築物が複合建築物である場合に限る。） 基準省令第十条第三号ロに定める基準（同号ロ(2)に定める基準について基準省令第一条第一項第一号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量（同号イに規定する設計一次エネルギー消費量を用い、かつ、同号イ(2)に定める基準及び誘導基準一次エネルギー消費量をいう。）を用い、かつ、同号イ(2)に定める基準及び誘導基準一次エネルギー消費量をいう。）を用い、かつ、同号イ(2)に定める基準及

び基準省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合する場合に限る。)又は前号に定める基準

第六条第二項中「及び別表第十六の備考」を削り、「基準省令第一条第一項第一号」を「次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号」に改め、「(前項に定める基準を除く。)」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 条例第二条第一項第百一号の申請 基準省令第一条第一項第一号に定める基準(前項第一号に定める基準を除く。)
- 二 条例第二条第一項第百三号の申請(次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第十条第一号に定める基準(前項第二号に定める基準を除く。)
- 三 条例第二条第一項第百三号の申請(当該申請に係る建築物が複合建築物である場合に限る。) 基準省令第十条第一号又は第三号ロに定める基準(前項第三号に定める基準を除く。)

第七条第一項中「次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号」を「基準省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)」に改め、同項各号を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」を「基準省令第十条第二号に定める基準(前二項に定める基準を除く。)」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 条例別表第十九の備考の知事が定める基準のうち仕様・計算併用法は、基準省令第十条第二号イ(2)及びロ(1)に定める基準又は同号イ(1)及びロ(2)に定める基準とする。第八条及び第九条を削る。

#### 附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第一号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、「、特定任期付職員業績手当」を削る。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第二号

岡山県公営企業に従事する企業職員等の旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県公営企業に従事する企業職員等の旅費規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員等の旅費規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びにその配偶者又は」を「又はその」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第三号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八十九条第一項」を「第八十九条」に改める。

第五条の四第一項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第二項中「第六十一条第二十三項」を「第六十一条の第二十六項」に改め、同条第八項第二号中「三歳」を「小学校就学の始期」に改める。

第五条の五第二項中「第六十一条第二十三項」を「第六十一条の第二十六項」に、「第六十一条第二十四項」において準用する同条第二十三項」を「第六十一条の第二十七項」において読み替えて準用する同条第十六項」に改める。

第十五条の四の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

**第十五条の五** 管理者は、職員が配偶者等（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者の定めるものをいう。）が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 管理者は、職員が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置）

**第十五条の六** 管理者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県議会告示第二号

岡山県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程（令和五年岡山県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十一日

岡山県議会議長 久 徳 大 輔

第三条第六号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第七号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第八号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第十号中「番号」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号」を加え、同条第十一号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第十四号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第五条第一項第三号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第二項中「次に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「保有個人情報」の下に「（前項第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」を加える。

第八条第八項第一号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十条第一項第一号中「健康保険の被保険者証」を削る。

第十一条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第一号中「~~健康保険被保険者証~~」を削る。

様式第五号中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

様式第十号中「~~健康保険被保険者証~~」を削る。

様式第十四号中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

様式第十五号中「~~を添付する~~」を「~~を添付する~~」に改める。

様式第十六号中「~~健康保険被保険者証~~」を削る。

様式第二十号中「第43条」を「第43条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三条第十号の改正規定は、令和七年三月二十四日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この告示による改正後の岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

◎岡山県人事委員会規則第二号

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則（昭和三十一年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の四を次のように改める。

**第二条の四** 条例第五条第二項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される県費負担教職員は、次に掲げる者とする。

一 新たにへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に該当することとなった学校等に勤務する県費負担教職員のうち、そのへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前三年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものの

二 新たにへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に該当することとなった学校等に勤務する県費負担教職員のうち、指定日前三年以内に新たに給料表の適用を受ける職員となり、又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二条の四第一項の規定による採用（地公法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）をされ、当該学校等に勤務することとなったことに伴つて住居を移転したものの

三 地公法第二十二条の四第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に勤務していた学校等に引き続き勤務することとなった県費負担教職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第五条第二項に規定する新たにへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に該当することとなった学校等に勤務する県費負担教職員で、指定日前三年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの

四 前三号に掲げるもののほか、前三号に規定する県費負担教職員との権衡上必要がある県費負担教職員として人事委員会が認めるもの

2 条例第五条第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 前項第一号に規定する県費負担教職員 当該県費負担教職員の指定日に勤務する学校等が、同号に規定する異動の前日にへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

二 前項第二号に規定する県費負担教職員 当該県費負担教職員の指定日に勤務する学校等が、当該県費負担教職員の給料表の適用を受けることとなった日又は地公法第二十二条の四第一項の規定による採用をされた日前にへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に該当していたものとし、かつ、当該県費負担教職員がその日に当該学校等に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第三号に規定する県費負担教職員 当該県費負担教職員が同号の採用の日前から地公法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）として引き続き勤務していたものと

した場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

四 前項第四号に規定する県費負担教職員 別に人事委員会が定める期間及び額

第二条の五第一項中「見直し指定日以後のへき地手当の月額が当該県費負担教職員に係る見直し指定日前のへき地手当の月額に達するまでの間（へき地手当の支給を受けない者については、見直し指定日以後）、当該見直し指定日前のへき地手当の月額に相当する」を「次の各号に掲げる県費負担教職員の区分に応じ、当該各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる県費負担教職員以外の県費負担教職員 見直し指定日以後のへき地手当の月額が当該県費負担教職員に係る見直し指定日前のへき地手当の月額に達するまでの間（へき地手当の支給を受けない者については、見直し指定日以後。次号において同じ。）、当該見直し指定日前のへき地手当の月額に相当する額

二 見直し指定日以後に定年再任用短時間勤務職員として採用をされた県費負担教職員 当該採用をされた日以後のへき地手当の月額が見直し指定日の前日に当該県費負担教職員が定年再任用短時間勤務職員として採用をされたものとした場合の当該見直し指定日のへき地手当の月額に達するまでの間、当該見直し指定日前のへき地手当の月額に相当する額

第二条の五第二項中「学校等で」を「学校等で、」に、「見直し指定日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として、」を「次の各号に掲げる県費負担教職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額を基礎として」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる県費負担教職員以外の県費負担教職員 見直し指定日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額

二 見直し指定日以後に定年再任用短時間勤務職員として採用をされた県費負担教職員 見直し指定日の前日に当該県費負担教職員が定年再任用短時間勤務職員として採用をされたものとした場合の当該見直し指定日の前日における給料の月額

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び二項を加える。

（指定の見直しに伴うへき地手当等の支給に関する暫定措置）

2 当分の間、特定日（給与条例附則第八項に規定する年齢に県費負担教職員が達した日後における最初の四月一日をいい、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年岡山県条例第十六号。以下「定年条例」という。）第八条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第五条に規定する職を占める県費負担教職員については、地公法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた日という。

以下この項において同じ。）が見直し指定日以後である給与条例附則第八項の規定の適用を受ける県費負担教職員（特定日が見直し指定日の翌日以後となる県費負担教職員については、特定日の前日において第二条の五第一項の規定によりへき地手当の支給を受けている者に限る。）についての特定日以後の第二条の五第一項の規定の適用については、同項中「へき地手当の月額（以下この項において「見直し指定日以後のへき地手当の月額」という。）とあるのは「へき地手当の月額」と、同項第一号中「見直し指定日以後のへき地手当の月額が当該県費負担教職員に係る見直し指定日前のへき地手当の月額」とあるのは「附則第二項の特定日以後のへき地手当の月額が当該県費負担教職員に係る見直し指定日前のへき地手当の月額（見直し指



定日の前日以前に他の職への降任等（地公法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をいう。以下この条において同じ。）をされた県費負担教職員については、当該他の職への降任等の日の前日におけるへき地手当の月額又は見直し指定日前のへき地手当の月額のいずれが多い額。以下この項において同じ。）の算定の基礎として用いられた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を基礎として算定した額」とする。

3 当分の間、特定日が見直し指定日以後である給与条例附則第八項の規定の適用を受ける県費負担教職員についての特定日以後の第二条の五第二項第一号の規定の適用については、同号中「見直し指定日の前日における給料」とあるのは、「見直し指定日の前日（見直し指定日の前日以前に他の職への降任等をされた県費負担教職員については、当該他の職への降任等の日の前日）における給料の月額に百分の七十を乗じて得た額」とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（改正後の規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岡山県条例第四十三号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の岡山県県費負担教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条の五の規定を適用する。

3 暫定再任用職員に対する改正後の規則第二条の四及び第二条の五の規定の適用については、改正後の規則第二条の四第一項第二号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二条の四第一項」とあるのは「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岡山県条例第四十三号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第三条第一項若しくは第二項又は附則第四条第一項若しくは第二項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和四年改正条例附則第三条第一項若しくは第二項又は附則第四条第一項若しくは第二項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「同じ」とあるのは「暫定再任用」という」と、同項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号中「地公法第二十二条の四第一項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第三号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和四年改正条例附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。）」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

4 改正後の規則第二条の四第一項第二号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地公法第二十二条の四第一項又は令和四年改正条例附則第三条第一項若しくは第二項又は附則第四条第一項若しくは第二項の規定（以下「地公法第二十二条の四第一項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤

務職員及び暫定再任用職員について適用する。

5 改正後の規則第二条の四第一項第三号の規定は、施行日以後に地公法第二十二条の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が施行日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

(令和十年三月三十一日までの間における特地勤務手当と地域手当との調整に関する経過措置)

6 施行日から令和十年三月三十一日までの間における第二条第二項の規定の適用については、同項中「地域手当に関する規則(平成十八年岡山県人事委員会規則第六号)別表」とあるのは「地域手当に関する規則の一部を改正する規則(令和七年岡山県人事委員会規則第十四号)附則別表」と、「岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。)第十条の二」とあるのは「岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(令和七年岡山県条例第二号)附則第五項」とする。

◎岡山県人事委員会規則第三号

通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長

安 田

寛

通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第一条 通勤手当に関する規則(昭和三十三年岡山県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の一」を「のいずれか」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第十五条第一項第三号又は第四号の職員たる要件を欠くに至つた場合

第四条中「提示」の下に「又は第十五条第一項第三号若しくは第四号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」を加える。

第八条第一項中「次項において」を「次項及び第八条の三第二号において」に改め、同項第二号中「交替制勤務に従事する職員等」を「在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員」に、「平均一箇月当たりの通勤所要回数分」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第八条の二中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、「平均一箇月当たりの通勤所要回数」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、「とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十」を削り、同条に次の一項を加える。

2 給与条例第十一条第二項第二号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

第八条の三第一号中「(同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。))及び同項第二号に定める額の合計額が六万四千円を超えるときは、その額とその者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と六万四千円との差額の二分の一を六万四千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)を削り、同条第二号中「一箇月当たりの運賃等相当額(二以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては)」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が二以上ある場合においては)」に改める。

第十条を次のように改める。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第十条 給与条例第十一条第三項の人事委員会規則で定める職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が片道六十キロメートル以上若しくは通勤時間が片道概ね九十分以上であるもの(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。

第十一条中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 給与条例第十一条第三項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(口において「旧最寄り駅等」とい

新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居  
ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が六十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居  
三 前二号に掲げるもののほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの  
第十二条を削り、第十三条を第十二条とし、第十四条を削る。  
第十四条の二中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居  
二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの  
イ 給与条例第十一条第四項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線

鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居  
ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が六十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居  
三 前二号に掲げるもののほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの  
第十四条の二を第十三条とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

第十四条（権衡職員等の範囲）  
給与条例第十一条第四項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が片道六十キロメートル以上若しくは通勤時間が片道概ね九十分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。

一 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者（岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例第七十三号）の適用を受ける職員、国家公務員、職員以外の地方公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち特地勤務手当等に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十号）第六条の二で定めるもの）に使用される者、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。）の職員又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年岡山県条例第九号）第三条第一号に規定する派遣職員（同条例第四条の規定により給与の支給を受ける者を除く。）若しくは同条例第十一条第一号に規定する退

職派遣者であつた者から人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつた者

二 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第十五条の前の見出し及び同条を削る。

第十六条中「次に掲げる職員」の下に「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同条第一号中「掲げる職員で」の下に「、当該事由の発生に伴い」を加え、「当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居」を「特定住居」に改め、「でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に、「利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が片道六十キロメートル以上若しくは通勤時間が片道概ね九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改め、同号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同条第二号中「配偶者（」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（」に、「当該住居」を「当該転居後の住居（特定住居を含む。）」に改め、「でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものである」と認められるもの」を削り、同条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が片道六十キロメートル以上又は通勤時間が片道概ね九十分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）

四 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が片道六十キロメートル以上又は通勤時間が片道概ね九十分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）

第十六条に次の一項を加える。

2 前項第一号及び第二号において「特定住居」とは、同項第一号イ若しくはロに掲げる事由の発生又は同項第二号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居

後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

一 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が六十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げるもののほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第十六条を第十五条とし、第十六条の二及び第十六条の三を削る。

第十七条第一項中「第四項各号に掲げる」を「第四項に定める」に、「当該各号」を「同項」に、「及び第十九条」を「第十八条第二項第二号及び第二十一条」に改め、同条第二項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 給与条例第十一条第六項の人事委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）及び給与条例第十一条第二項第二号に定める額（第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）の合計額（第十八条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第十一条第六項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

第十八条の二第一項第三号中「地公法第二十八条第二項」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十八条第二項」に、「第十八条の三第二項第二号」を「次条第二項第二号」に、「第十八条の四第二項」を「第二十条第二項」に改め、同条第二項第一号中「運賃等相当額等（第八条の三第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び給与条例第十一条第二項第二号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が六万四千元」及び「運賃等相当額等が六万四千元」を「通勤手当算出基礎額が十五万円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合 十五万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額の合計額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

第十八条の二第三項中「当該給与」を「人事委員会の定めるところにより当該給与」に改め、同条を第十八条とする。

第二十一条を第二十三条とし、第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とする。

第十八条の四第一項中「第十八条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第二十條とする。

第十八条の三の前の見出しを削り、同条を第十九条とし、同条の前に見出しとして「(支給単位期間)」を付する。

**第二条** 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(令和五年岡山県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き職員(岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(令和七年岡山県条例第二号)第一条の規定による改正前の岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下この項において「改正前の給与条例」という。))第十一条第二項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額(この規則による改正前の通勤手当に関する規則(以下この項において「改正前の規則」という。))第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除き、二以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「改正前の一箇月当たりの運賃等相当額」という。)及び改正前の給与条例第十一条第二項第二号に規定する額(改正前の規則第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。以下この項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。))の合計額が十五万円を超えている職員を除く。)に支給されている通勤手当のうち次に掲げるもの(施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等(改正前の規則第十七第一項に規定する支給単位期間等をいう。))に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

一 交通機関等及び改正前の給与条例第十一条第一項第二号に規定する自動車等に係る通勤手当(改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が六万四千円を超える場合のものに限る。)

二 改正前の給与条例第十一条第五項第一号に規定する高速船の特別運賃に係る通勤手当

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当(同項第二号に掲げる通勤手当を除く。)を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額と六万四千円との差額の二分の一を六万四千円に加算した額を減じて得た額(一円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額)を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。

(権衡職員等に関する経過措置)

4 この規則による改正後の通勤手当に関する規則(次項及び附則第六項において「改正後の規則」という。))第十三条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

- 5 改正後の規則第十四条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。
- 6 改正後の規則第十五条第一項第三号及び第四号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となつた者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。



◎岡山県人事委員会規則第四号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「合算した額」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける給料の月額）」を加え、同条第三項及び第四項中「掲げる職員」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第六条第二項中「合計額に、」を「合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」に、に改め、同条第三項中「掲げる職員」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（業務が国の事務等と密接な関連を有する法人）

第六条の二 給与条例第十三条の三第二項の人事委員会規則で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二各号に掲げる法人

二 前号に掲げるもののほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの  
第七条第二項各号を次のように改める。

一 新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと又は地公法第二十二条の四第一項の規定による採用（地公法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされたことにより、特地公署又は準特地公署に在勤することとなつた職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

二 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前三年以内に新たに給料表の適用を受ける職員となり、又は地公法第二十二条の四第一項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

三 地公法第二十二条の四第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、給与条例第十三条の三第二項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの

四 地公法第二十二条の四第一項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に給与条例第十三条の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

五 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

第七条第三項第一号中「岡山県公営企業職員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した」を「前項第一号に規定する」に改め、「日」の下に「又は地公法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた日」を加え、「前条第一項」を「第六条第一項」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項第三号中「前項第一号」を「前項第二号」に、「公署が」を「公署が、」に、「採用された」を「地公法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた」に、「前条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 前項第三号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に第六条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

第七条第三項に次の二号を加える。

五 前項第四号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に第六条第一項及び第二項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

六 前項第五号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

#### 附則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(改正後の規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

第二条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岡山県条例第四十三号。次条第一項において「令和四年改正条例」という。）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次項及び次条において「暫定再任用職員」という。）は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第三条第二項から第四項まで並びに第六条第二項及び第三項の規定を適用する。

2 暫定再任用職員に対する改正後の規則第七条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第一号中「地公法第二十二條の四第一項」とあるのは「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岡山県条例第四十三号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第三条第一項若しくは第二項又は附則第四条第一項若しくは第二項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和四年改正条例附則第三条第一項若しくは第二項又は附則第四条第一項若しくは第二項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「同じ」とあるのは「暫定再任用」という」と、同項第二号から第四号まで並びに同条第三項第一号及び第三号中「地公法第二十二條の四第一項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和四年改正条例附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

第三条 改正後の規則第七条第二項第一号及び第二号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地公法第二十二條の四第一項又は令和四年改正条例附

則第三条第一項若しくは第二項又は附則第四条第一項若しくは第二項の規定（以下この条において「地公法第二十二条の四第一項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

2 改正後の規則第七条第二項第三号の規定は、施行日以後に地公法第二十二条の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が施行日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

3 改正後の規則第七条第二項第四号の規定は、施行日以後に地公法第二十二条の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）第十三条の三第一項又は第二項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が施行日以後である場合について適用する。

（令和十年三月三十一日までの間における特勤勤務手当と地域手当との調整に関する経過措置）

第四条 施行日から令和十年三月三十一日までの間における規則第四条の規定の適用については、同条中「地域手当に関する規則（平成十八年岡山県人事委員会規則第六号）別表」とあるのは「地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和七年岡山県人事委員会規則第十四号）附則別表」と、「給与条例第十条の二」とあるのは「岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和七年岡山県条例第二号）附則第五項」とする。

◎岡山県人事委員会規則第五号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の七第一項中「第六十一条第二十三項」を「第六十一条の二第十六項」に改める。

第三条の八第二項第二号中「三歳」を「小学校就学の始期」に改める。

第三条の九中「第六十一条第二十三項」を「第六十一条の二第十六項」に、「第六十一条第二十四項」を「第六十一条の二第十七項」に、「同条第二十三項」を「同条第十六項」に改める。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

（任命権者が講ずべき措置等）

第十四条 条例第九条の六第一項の規定により、職員に対して介護両立支援制度等（同項に規定する介護両立支援制度等をいう。以下同じ。）その他の事項を知らせるとともに職員の意向を確認するための措置を講ずることは、職員による介護両立支援制度等の請求等（同項に規定する請求等をいう。以下この項において同じ。）が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、任命権者は、これを行うに当たっては、職員による介護両立支援制度等の請求等を控えさせることとしないように配慮しなければならない。

2 条例第九条の六第一項の人事委員会規則で定めるものは、祖父母その他の人事委員会で定める者とする。

3 条例第九条の六第一項に規定する介護両立支援制度等は、次に掲げる制度又は措置等とする。

一 条例第二条の三第二項の規定による深夜勤務の制限

二 条例第二条の四第二項の規定による時間外勤務の制限

三 条例第九条の二に規定する介護休暇

四 条例第九条の三に規定する介護時間

五 第十一条第一項第一号ロに規定する特別休暇

六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が定める制度又は措置等

4 条例第九条の六第一項のその他の事項は、次に掲げる事項とする。

一 介護両立支援制度等

二 介護両立支援制度等の申告先、請求先又は申出先

三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第七十条の四第一項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

5 条例第九条の六第一項又は第二項の規定により、職員に対して前項に規定する事項を知らせる場合には、次のいずれかの方法（第三号に掲げる方法にあつては、当該職員が希望する場合に限る。）によつて行わなければならない。

一 面談による方法

二 書面を交付する方法

三 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられ

る電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいい、以下この号及び次項第三号において「電子メール等」という。）の送信の方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

6 条例第九条の六第一項のその他の措置は、次に掲げる措置（第三号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。）とする。

一 面談

二 書面の交付

三 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

7 条例第九条の七第三号の介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

一 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供

二 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第六号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「条例第十条の二第一項の人事委員会規則で定める」を「地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和七年岡山県人事委員会規則第十四号）による改正前の地域手当に関する規則（平成十八年岡山県人事委員会規則第六号。以下この号において「旧地域手当規則」という。）別表に掲げる」に、「同条の規定による」を「旧地域手当規則第三条の規定により」に、「される」を「されていた」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第七号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和七年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の四第二号中「この号及び別表第一において」を「以下」に改める。

第十三条第一項ただし書中「第一号及び第二号」を「第一号イ及びロ」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
    - イ 勤務成績が特に優秀な職員 百分の百二十五以上百分の三百十五以下(特定幹部職員にあつては、百分の百五十一以上百分の三百七十五以下)
    - ロ 勤務成績が優秀な職員 百分の百十三・五以上百分の百二十五未満(特定幹部職員にあつては、百分の百三十六・五以上百分の百五十一未満)
    - ハ 勤務成績が良好な職員 百分の百二(特定幹部職員にあつては、百分の百二十二)
      - ニ 勤務成績が良好でない職員 百分の百二未満(特定幹部職員にあつては、百分の百二十二未満)
    - 二 任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
      - イ 勤務成績が優秀な職員 百分の八十七・五以上百分の二百六十二・五以下
      - ロ 勤務成績が良好な職員 百分の七十七・五
      - ハ 勤務成績が良好でない職員 百分の七十一以下
- 第十三条第二項中「同項第四号」を「同項第一号ニ又は第二号ハ」に改め、同条第三項中「第一項第一号及び第二号」を「第一項第一号イ及びロ」に改める。
- 第十三条の二第一項各号中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正) 年岡山県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。  
第三条第三項中「第十三条第一項第三号」を「第十三条第一項第一号ハ」に改める。

◎岡山県人事委員会規則第八号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 令和七年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「別表第七」の下に「のイの行政職給料表七級以下職員等昇給号給数表の」を、「号給数」の下に「（行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が八級以上であるもの又は第三十条の二各号に掲げる職員にあつては、別表第七のロの行政職給料表八級以上職員等昇給号給数表のCの項に掲げる号給数）」を加える。

第三十条の見出しを「（標準の昇給の号給数を三号給とする職員）」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号及び第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、同条の次に次の一条を加える。

（行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員）

第三十条の二 給与条例第四条第七項第二号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその等級が九級であるもの
- 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその等級が五級であるもの
- 三 医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその等級が四級であるもの

別表第二のイ 行政職給料表初任給基準表の表中

「1級7号給」を「1級」

「1級9号給」を「1級3号給」を「1級5号給」を「1級」

「21号給」を「1級23号給」に改め、別表第二のハ 教育職給料表（一）初任給

基準表の表中 「1級13号給」を「1級15号給」を「1級3号給」

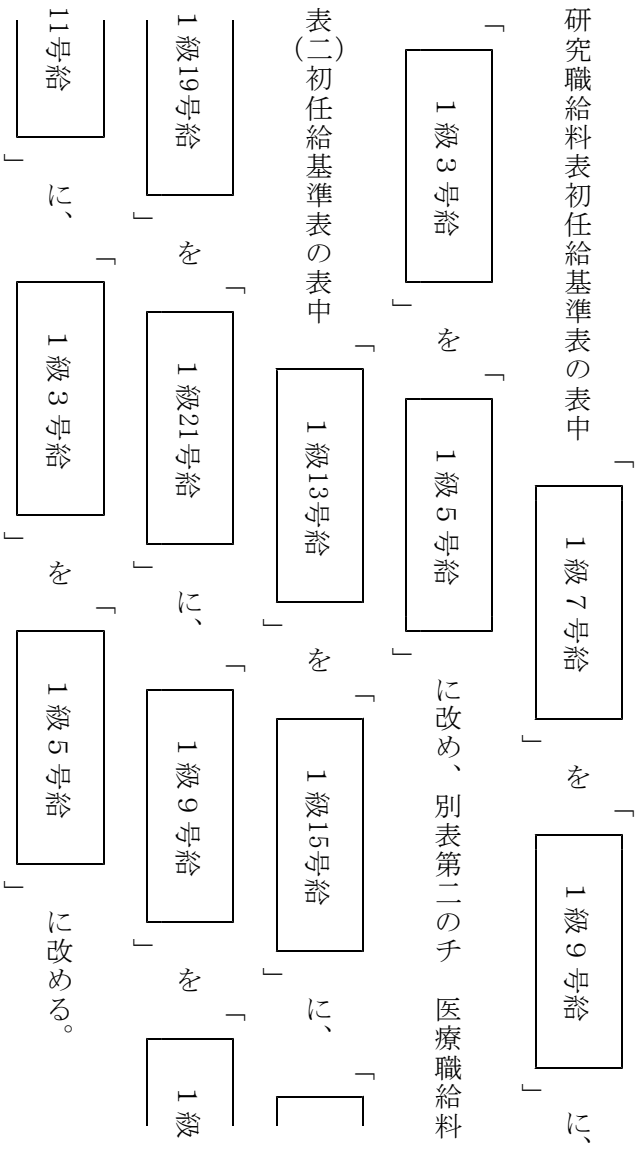
「1級5号給」を「1級5号給」に改め、別表第二のニ 教育職給料表（二）初任給基準表

及び別表第二のホ 小学校・中学校教育職員給料表初任給基準表の表中 「2級5号給」

「1級」を「2級7号給」を「1級13号給」を「1級15号給」

「1級3号給」を「1級5号給」に改め、別表第二のク





別表第五 経験年数換算表 (第八条関係)

国、地方公共団体又は旧 公共企業体、地方公営企 業、政府関係機関若しく は外国政府又は民間にお ける企業体、団体等の職 員としての在職期間	職員としての職務にその 経験が直接役立つと認め られる職務に従事した期 間又はこれに準ずる期間 (に限る。)	100/100
	その他の期間	100/100以下
学歴免許等資格区分表に掲げる学校等における在学期 間 (正規の修学年数内の期間に限る。)	その他の期間	100/100以下
	職員としての職務にその 経験が直接役立つと認め られる職務に従事した期 間	100/100以下
その他の期間	その他の期間	25/100以下 (部内の他 の職員との均衡を著し く失する場合及び教育 職給料表の適用を受け る職員に適用する場合 には50/100以下)
	その他の期間	100/100以下

別表第六及び第六の二を次のように改める。

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

別表第六 昇格時号給対応表（第十八条関係）

イ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46					
87	35	47	46					
88	35	48	46					
89	35	48	47					
90	36	48	47					
91	36	48	47					
92	36	48	47					
93	37	49	47					
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

ロ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4
22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5
38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5
44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	
48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	
51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	
72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		
79	70	67	55	47	69	41		
80	70	68	56	48	70	42		
81	71	69	57	49	71	42		
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		
84	72	72	60	50	74	43		
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51				
87	75	75	63	52				
88	76	76	64	52				
89	77	77	65	53				
90	78	78	66	53				
91	79	79	67	53				
92	80	80	68	54				
93	81	81	69	54				
94	82	82	70	54				
95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				
97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				
104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				
121	99	102	91	61				
122	99	102	91					
123	100	103	92					
124	100	103	92					
125	101	103	92					
126		104	92					
127		104	92					
128		104	92					
129		105	92					
130		105	92					
131		105	92					
132		106	92					
133		106	93					
134		106	93					
135		107	93					
136		107	93					
137		107	93					
138		108	94					
139		108	95					
140		108	96					
141		109	96					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

ハ 教育職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級から の昇格の 場合	特2級か らの昇格 の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1
22	2	1	1	1	1
23	3	1	1	1	1
24	4	1	1	1	1
25	5	1	1	1	1
26	6	1	1	1	1
27	7	1	1	1	1
28	8	1	1	1	1
29	9	1	1	1	1
30	10	1	1	2	1
31	11	1	1	3	1
32	12	1	1	4	1
33	13	1	1	5	1
34	14	1	1	6	1
35	15	1	1	7	1
36	16	1	1	8	1
37	17	1	1	9	1
38	18	2	1	10	1
39	19	3	1	11	1
40	20	4	1	12	1
41	21	5	1	13	1
42	22	6	1	14	2
43	23	7	1	15	3
44	24	8	1	16	4
45	25	9	1	17	5
46	25	10	1	18	6
47	26	11	1	19	7
48	26	12	1	20	8



令和7年3月21日 岡山県公報 号外

49	27	13	1	21	9
50	27	14	1	22	9
51	28	15	1	23	10
52	28	16	1	24	10
53	29	17	1	25	11
54	29	18	1	26	11
55	30	19	1	27	12
56	30	20	1	28	12
57	31	21	1	29	13
58	31	22	1	30	13
59	32	23	1	31	14
60	32	24	1	32	14
61	33	25	1	33	15
62	33	26	1	34	
63	34	27	1	35	
64	34	28	1	36	
65	35	29	1	37	
66	35	30	1	38	
67	36	31	1	39	
68	36	32	1	40	
69	37	33	1	41	
70	37	34	2	42	
71	38	35	3	43	
72	38	36	4	44	
73	39	37	5	45	
74	39	38	6	46	
75	40	39	7	47	
76	40	40	8	48	
77	41	41	9	49	
78	41	42	10	50	
79	42	43	11	51	
80	42	44	12	52	
81	43	45	13	52	
82	43	46	14	52	
83	44	47	15	53	
84	44	48	16	53	
85	45	49	17	53	
86	45	50	18	54	
87	46	51	19	54	
88	46	52	20	54	
89	47	53	21	55	
90	47	54	22	55	
91	48	55	23	55	
92	48	56	24	56	
93	49	57	25	56	
94	49	58	26	56	
95	50	59	27	57	
96	50	60	28	57	
97	51	61	29	57	
98	51	62	30		
99	52	63	31		
100	52	64	32		
101	53	65	33		
102	53	66	33		

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

103	54	67	34		
104	54	68	34		
105	55	69	35		
106	55	70	35		
107	56	71	36		
108	56	72	36		
109	57	73	37		
110	57	74	37		
111	57	75	38		
112	57	76	38		
113	58	77	39		
114	58	77	39		
115	58	78	40		
116	58	78	40		
117	59	79	41		
118	59	79	41		
119	59	80	41		
120	59	80	42		
121	60	80	42		
122	60	80	42		
123	60	80	42		
124	60	80	42		
125	61	80	42		
126	61	80	42		
127	61	80	42		
128	61	80	42		
129	61	80	43		
130	61	80	43		
131	62	80	43		
132	62	80	43		
133	62	80	43		
134	62	80	43		
135	62	80	43		
136	62	80	43		
137	63	80	43		
138	63	80	43		
139	63	80	43		
140	63	80	43		
141	63	81	43		
142	63	81	43		
143	64	82	44		
144	64	82	44		
145	64	83	44		
146	64				
147	64				
148	64				
149	65				
150	65				
151	66				
152	66				
153	67				

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

ニ 教育職給料表（二）昇格時号給対応表及び  
 ホ 小学校・中学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級から の昇格の 場合	特 2 級か らの昇格 の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	2	1	1	2	1
11	3	1	1	3	1
12	4	1	1	4	1
13	5	1	1	5	1
14	6	1	1	6	1
15	7	1	1	7	1
16	8	1	1	8	1
17	9	1	1	9	1
18	10	1	1	10	1
19	11	1	1	11	1
20	12	1	1	12	1
21	13	1	1	13	1
22	14	1	1	14	1
23	15	1	1	15	1
24	16	1	1	16	1
25	17	1	1	17	1
26	18	1	1	18	1
27	19	1	1	19	1
28	20	1	1	20	1
29	21	1	1	21	1
30	22	1	1	22	1
31	23	1	1	23	1
32	24	1	1	24	1
33	25	1	1	25	1
34	26	1	1	26	1
35	27	1	1	27	1
36	28	1	1	28	1
37	29	1	1	29	1
38	30	1	1	30	1
39	31	1	1	31	1
40	32	1	1	32	1
41	33	1	1	33	1
42	34	1	1	34	1
43	35	1	1	35	1
44	36	1	1	36	1
45	37	1	1	37	1
46	37	1	1	38	1
47	38	1	1	39	1

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

48	38	1	1	40	1
49	39	1	1	41	1
50	39	2	1	42	1
51	40	3	1	43	1
52	40	4	1	44	1
53	41	5	1	45	1
54	41	6	1	46	1
55	42	7	1	47	1
56	42	8	1	48	1
57	43	9	1	49	1
58	43	10	1	50	1
59	44	11	1	51	1
60	44	12	1	52	1
61	45	13	1	53	1
62	45	14	2	54	2
63	46	15	3	55	3
64	46	16	4	56	4
65	47	17	5	57	4
66	47	18	6	58	4
67	48	19	7	59	4
68	48	20	8	60	4
69	49	21	9	61	5
70	49	22	10	62	5
71	50	23	11	63	5
72	50	24	12	64	5
73	51	25	13	65	5
74	51	26	14	66	6
75	52	27	15	67	6
76	52	28	16	68	6
77	53	29	17	69	6
78	53	30	18	70	6
79	53	31	19	71	7
80	54	32	20	72	7
81	54	33	21	72	7
82	54	34	22	72	
83	55	35	23	72	
84	55	36	24	72	
85	55	37	25	72	
86	56	38	26	72	
87	56	39	27	72	
88	56	40	28	72	
89	57	41	29	72	
90	57	42	30	73	
91	58	43	31	74	
92	58	44	32	75	
93	59	45	33	75	
94	59	46	34	76	
95	60	47	35	77	
96	60	48	36	78	
97	61	49	37	79	
98	61	50	38		
99	61	51	39		
100	61	52	40		
101	62	53	41		

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

102	62	54	42		
103	62	55	43		
104	62	56	44		
105	63	57	45		
106	63	58	46		
107	63	59	47		
108	63	60	48		
109	64	61	49		
110	64	62	49		
111	64	63	50		
112	64	64	50		
113	65	65	51		
114	65	66	51		
115	65	67	52		
116	65	68	52		
117	66	69	53		
118	66	70	54		
119	66	71	55		
120	66	72	56		
121	67	73	57		
122	67	74	57		
123	67	75	58		
124	67	76	58		
125	68	77	59		
126		78	59		
127		79	60		
128		80	60		
129		81	61		
130		82	61		
131		83	62		
132		84	62		
133		84	62		
134		84	62		
135		84	62		
136		84	62		
137		84	62		
138		84	62		
139		84	62		
140		84	62		
141		84	62		
142		84	62		
143		84	62		
144		84	62		
145		84	62		
146		84	62		
147		84	62		
148		84	62		
149		84	62		
150		84	62		
151		84	63		
152		84	63		
153		84	63		
154		84	63		
155		84	63		

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

156		85	64		
157		86	64		

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

へ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

50	22	9	21	7
51	23	9	21	7
52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	
59	28	12	24	
60	28	12	24	
61	29	13	25	
62	29	13	25	
63	29	14	26	
64	30	14	26	
65	30	15	26	
66	30	15	26	
67	31	16	27	
68	31	16	27	
69	31	17	27	
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22		
83	38	23		
84	38	24		
85	39	25		
86	39	25		
87	40	25		
88	40	25		
89	41	26		
90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		
93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		
102	50	29		
103	51	29		



令和7年3月21日 岡山県公報 号外

104	52	30		
105	53	30		
106	53	30		
107	53	30		
108	54	30		
109	54	31		
110	54	31		
111	55	31		
112	55	31		
113	55	31		
114	56	32		
115	56	32		
116	56	32		
117	57	32		
118	57	32		
119	58	33		
120	58	33		
121	59	33		

ト 医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5

50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

チ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2	1
23	3	3	11	3	3	3	1
24	4	4	12	4	4	4	1
25	5	5	13	5	5	5	1
26	6	6	14	6	6	5	1
27	7	7	15	7	7	6	1
28	8	8	16	8	8	6	1
29	9	9	17	9	9	7	1
30	10	10	18	10	10	7	1
31	11	11	19	11	11	8	1
32	12	12	20	12	12	8	1
33	13	13	21	13	13	9	1
34	14	14	22	14	14	9	1
35	15	15	23	15	15	9	1
36	16	16	24	16	16	9	1
37	17	17	25	17	17	9	1
38	18	18	26	18	18	9	
39	19	19	27	19	19	10	
40	20	20	28	20	20	10	
41	21	21	29	21	21	10	
42	22	22	30	22	21	10	
43	23	23	31	23	21	10	
44	24	24	32	24	22	10	
45	25	25	33	25	22	11	
46	25	26	34	25	22	11	
47	26	27	35	26	23	11	
48	26	28	36	26	23	11	
49	27	29	37	27	23	11	

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

50	27	30	38	27	24	11	
51	28	31	39	28	24	12	
52	28	32	40	28	24	12	
53	29	33	41	29	25	12	
54	29	34	42	29	25		
55	30	35	43	30	26		
56	30	36	44	30	26		
57	31	37	45	31	27		
58	31	38	46	31	27		
59	32	39	47	32	28		
60	32	40	48	32	28		
61	33	41	49	33	28		
62	33	42	50	33	28		
63	34	43	51	33	28		
64	34	44	52	34	29		
65	35	45	53	34	29		
66	35	46	54	34	29		
67	36	47	55	35	29		
68	36	48	56	35	29		
69	37	49	57	35	30		
70	37	49	57	36	30		
71	38	50	58	36	30		
72	38	50	58	36	30		
73	39	51	59	37	30		
74	39	51	59	37	31		
75	40	52	60	37	31		
76	40	52	60	37	31		
77	41	53	61	38	31		
78	41	53	61	38			
79	41	53	62	38			
80	42	54	62	38			
81	42	54	63	39			
82	42	54	63	39			
83	43	55	64	39			
84	43	55	64	39			
85	43	55	65	39			
86		56	66	40			
87		56	67	40			
88		56	68	40			
89		56	69	40			
90		56	69	40			
91		57	70	41			
92		57	70	41			
93		57	70	41			
94		57	70	41			
95		57	70	41			
96		58	70	42			
97		58	70	42			
98		58	70	42			
99		58	70	42			
100		58	70	42			
101		59	70	43			
102		59	70				
103		59	70				

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

104		59	70				
105		59	70				
106			70				
107			70				
108			70				
109			70				

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

リ 医療職給料表（三）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		



令和7年3月21日 岡山県公報 号外

104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

備考：これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、  
その者が昇格した等級を示す。

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

## 別表第六の二 降格時号給対応表（第二十条関係）

### イ 行政職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	33	21	21	9	13	17	12	1
2	34	22	22	10	14	18	17	2
3	35	23	23	11	15	19	21	3
4	36	24	24	12	16	20	28	4
5	37	25	25	13	17	22	45	9
6	38	26	26	14	18	24	45	9
7	39	27	27	15	19	26	45	9
8	40	28	28	16	20	28	45	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9
10	42	30	30	18	22	32		
11	43	31	31	19	23	34		
12	44	32	32	20	24	36		
13	45	33	33	21	25	40		
14	46	34	34	22	26	44		
15	47	35	35	23	27	65		
16	48	36	36	24	28	72		
17	49	37	37	25	29	73		
18	50	38	38	26	30	73		
19	51	39	39	27	31	73		
20	52	40	40	28	32	73		
21	54	41	41	29	33	73		
22	56	42	42	30	34	73		
23	58	43	43	31	35	73		
24	60	44	44	32	36	73		
25	62	45	45	33	37	73		
26	64	46	46	34	38	73		
27	66	47	47	35	39	73		
28	68	48	48	36	40	73		
29	71	49	49	37	42	73		
30	74	50	50	38	44	73		
31	77	51	51	39	46	73		
32	80	52	52	40	48	73		
33	83	54	53	41	50	73		
34	86	56	54	42	52	73		
35	89	58	55	43	54	73		
36	92	60	56	44	56	73		
37	93	61	59	45	58	73		
38	93	62	62	46	68	73		
39	93	63	65	47	80	73		
40	93	64	68	48	84	73		
41	93	66	71	49	85	73		
42	93	68	74	50	85	73		
43	93	70	77	51	85	73		
44	93	72	80	52	85	73		
45	93	77	84	53	85	73		
46	93	82	88	54	85			
47	93	87	95	55	85			
48	93	92	102	56	85			
49	93	97	109	57	85			
50	93	102	109	58	85			
51	93	107	109	59	85			
52	93	116	109	60	85			
53	93	125	109	61	85			
54	93	125	109	62	85			

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

55	93	125	109	63	85			
56	93	125	109	64	85			
57	93	125	109	65	85			
58	93	125	109	66	85			
59	93	125	109	67	85			
60	93	125	109	72	85			
61	93	125	109	77	85			
62	93	125	109	80	85			
63	93	125	109	81	85			
64	93	125	109	82	85			
65	93	125	109	83	85			
66	93	125	109	84	85			
67	93	125	109	85	85			
68	93	125	109	85	85			
69	93	125	109	85	85			
70	93	125	109	85	85			
71	93	125	109	85	85			
72	93	125	109	85	85			
73	93	125	109	85	85			
74	93	125	109	85				
75	93	125	109	85				
76	93	125	109	85				
77	93	125	109	85				
78	93	125	109	85				
79	93	125	109	85				
80	93	125	109	85				
81	93	125	109	85				
82	93	125	109	85				
83	93	125	109	85				
84	93	125	109	85				
85	93	125	109	85				
86	93	125						
87	93	125						
88	93	125						
89	93	125						
90	93	125						
91	93	125						
92	93	125						
93	93	125						
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93							
111	93							
112	93							
113	93							
114	93							

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

ロ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	9	13	21	29	9	13	17	13
2	10	14	22	30	10	14	18	17
3	11	15	23	31	11	15	19	20
4	12	16	24	32	12	16	20	27
5	13	17	25	33	13	17	21	45
6	14	18	26	34	14	18	22	45
7	15	19	27	35	15	19	23	45
8	16	20	28	36	16	20	24	45
9	17	21	29	37	17	21	25	45
10	18	22	30	38	18	22	26	
11	19	23	31	39	19	23	27	
12	20	24	32	40	20	24	28	
13	21	25	33	41	21	25	29	
14	22	26	34	42	22	26	30	
15	23	27	35	43	23	27	31	
16	24	28	36	44	24	28	32	
17	25	29	37	45	25	29	33	
18	26	30	38	46	26	30	34	
19	27	31	39	47	27	31	35	
20	28	32	40	48	28	32	36	
21	29	33	41	49	29	33	37	
22	30	34	42	50	30	34	38	
23	31	35	43	51	31	35	39	
24	32	36	44	52	32	36	40	
25	33	37	45	53	33	37	42	
26	34	38	46	54	34	38	44	
27	35	39	47	55	35	39	46	
28	36	40	48	56	36	40	56	
29	37	41	49	57	37	41	67	
30	38	42	50	58	38	42	70	
31	39	43	51	59	39	43	73	
32	40	44	52	60	40	44	73	
33	41	45	53	61	41	45	73	
34	42	46	54	62	42	46	73	
35	43	47	55	63	43	47	73	
36	44	48	56	64	44	48	73	
37	45	49	57	66	45	51	73	
38	46	50	58	68	46	54	73	
39	47	51	59	70	47	57	73	
40	48	52	60	72	48	67	73	
41	49	53	61	73	49	79	73	
42	50	54	62	74	50	82	73	
43	51	55	63	75	51	85	73	
44	52	56	64	76	52	85	73	
45	53	57	65	77	53	85	73	
46	54	58	66	78	54	85		
47	55	59	67	79	55	85		
48	56	60	68	80	56	85		
49	57	61	70	82	57	85		
50	58	62	72	84	58	85		
51	59	63	74	86	59	85		
52	60	64	76	88	60	85		
53	61	65	77	91	61	85		
54	62	66	78	94	62	85		
55	63	67	79	97	63	85		

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

56	64	68	80	100	64	85		
57	65	69	81	101	65	85		
58	66	70	82	102	66	85		
59	67	71	83	103	67	85		
60	68	72	84	112	70	85		
61	69	73	85	121	71	85		
62	70	74	86	121	72	85		
63	71	75	87	121	73	85		
64	72	76	88	121	74	85		
65	73	77	89	121	75	85		
66	74	78	90	121	76	85		
67	75	79	91	121	77	85		
68	76	80	92	121	78	85		
69	78	81	93	121	79	85		
70	80	82	94	121	80	85		
71	82	83	95	121	81	85		
72	84	84	96	121	82	85		
73	85	85	97	121	83	85		
74	86	86	98	121	84			
75	87	87	99	121	85			
76	88	88	100	121	85			
77	89	89	101	121	85			
78	90	90	102	121	85			
79	91	91	103	121	85			
80	92	92	104	121	85			
81	93	93	105	121	85			
82	94	94	106	121	85			
83	95	95	107	121	85			
84	96	96	108	121	85			
85	97	97	110	121	85			
86	98	98	112					
87	99	99	114					
88	100	100	116					
89	101	102	118					
90	102	104	120					
91	103	106	122					
92	104	108	132					
93	107	109	137					
94	110	110	138					
95	113	111	139					
96	116	112	141					
97	118	113	141					
98	120	114	141					
99	122	115	141					
100	124	116	141					
101	125	119	141					
102	125	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145						
123	125	145						
124	125	145						
125	125	145						
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							



ハ 教育職給料表（一）降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級		特 2 級	3 級
		特 2 級か らの降格 の場合	3 級から の降格の 場合		
1	21	37	69	29	41
2	22	38	70	30	42
3	23	39	71	31	43
4	24	40	72	32	44
5	25	41	73	33	45
6	26	42	74	34	46
7	27	43	75	35	47
8	28	44	76	36	48
9	29	45	77	37	50
10	30	46	78	38	52
11	31	47	79	39	54
12	32	48	80	40	56
13	33	49	81	41	58
14	34	50	82	42	60
15	35	51	83	43	61
16	36	52	84	44	61
17	37	53	85	45	61
18	38	54	86	46	61
19	39	55	87	47	61
20	40	56	88	48	61
21	41	57	89	49	61
22	42	58	90	50	
23	43	59	91	51	
24	44	60	92	52	
25	46	61	93	53	
26	48	62	94	54	
27	50	63	95	55	
28	52	64	96	56	
29	54	65	97	57	
30	56	66	98	58	
31	58	67	99	59	
32	60	68	100	60	
33	62	69	102	61	
34	64	70	104	62	
35	66	71	106	63	
36	68	72	108	64	
37	70	73	110	65	
38	72	74	112	66	
39	74	75	114	67	
40	76	76	116	68	
41	78	77	119	69	
42	80	78	128	70	
43	82	79	142	71	
44	84	80	145	72	
45	86	81	145	73	
46	88	82	145	74	
47	90	83	145	75	
48	92	84	145	76	

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

49	94	85	145	77	
50	96	86	145	78	
51	98	87	145	79	
52	100	88	145	82	
53	102	89	145	85	
54	104	90	145	88	
55	106	91	145	91	
56	108	92	145	94	
57	112	93	145	97	
58	116	94	145	97	
59	120	95	145	97	
60	124	96	145	97	
61	130	97	145	97	
62	136	98			
63	142	99			
64	148	100			
65	150	101			
66	152	102			
67	153	103			
68	153	104			
69	153	105			
70	153	106			
71	153	107			
72	153	108			
73	153	109			
74	153	110			
75	153	111			
76	153	112			
77	153	114			
78	153	116			
79	153	118			
80	153	140			
81	153	142			
82	153	144			
83	153	145			
84	153	145			
85	153	145			
86	153	145			
87	153	145			
88	153	145			
89	153	145			
90	153	145			
91	153	145			
92	153	145			
93	153	145			
94	153	145			
95	153	145			
96	153	145			
97	153	145			
98	153				
99	153				
100	153				
101	153				
102	153				

103	153				
104	153				
105	153				
106	153				
107	153				
108	153				
109	153				
110	153				
111	153				
112	153				
113	153				
114	153				
115	153				
116	153				
117	153				
118	153				
119	153				
120	153				
121	153				
122	153				
123	153				
124	153				
125	153				
126	153				
127	153				
128	153				
129	153				
130	153				
131	153				
132	153				
133	153				
134	153				
135	153				
136	153				
137	153				
138	153				
139	153				
140	153				
141	153				
142	153				
143	153				
144	153				
145	153				

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

ニ 教育職給料表（二）降格時号給対応表及び  
 ホ 小学校・中学校教育職員給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級		特 2 級	3 級
		特 2 級か らの降格 の場合	3 級から の降格の 場合		
1	9	49	61	9	61
2	10	50	62	10	62
3	11	51	63	11	63
4	12	52	64	12	68
5	13	53	65	13	73
6	14	54	66	14	78
7	15	55	67	15	81
8	16	56	68	16	81
9	17	57	69	17	81
10	18	58	70	18	81
11	19	59	71	19	81
12	20	60	72	20	81
13	21	61	73	21	81
14	22	62	74	22	81
15	23	63	75	23	81
16	24	64	76	24	81
17	25	65	77	25	81
18	26	66	78	26	81
19	27	67	79	27	81
20	28	68	80	28	81
21	29	69	81	29	81
22	30	70	82	30	
23	31	71	83	31	
24	32	72	84	32	
25	33	73	85	33	
26	34	74	86	34	
27	35	75	87	35	
28	36	76	88	36	
29	37	77	89	37	
30	38	78	90	38	
31	39	79	91	39	
32	40	80	92	40	
33	41	81	93	41	
34	42	82	94	42	
35	43	83	95	43	
36	44	84	96	44	
37	46	85	97	45	
38	48	86	98	46	
39	50	87	99	47	
40	52	88	100	48	
41	54	89	101	49	
42	56	90	102	50	
43	58	91	103	51	
44	60	92	104	52	
45	62	93	105	53	
46	64	94	106	54	
47	66	95	107	55	

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

48	68	96	108	56	
49	70	97	110	57	
50	72	98	112	58	
51	74	99	114	59	
52	76	100	116	60	
53	79	101	117	61	
54	82	102	118	62	
55	85	103	119	63	
56	88	104	120	64	
57	90	105	122	65	
58	92	106	124	66	
59	94	107	126	67	
60	96	108	128	68	
61	100	109	130	69	
62	104	110	150	70	
63	108	111	155	71	
64	112	112	157	72	
65	116	113	157	73	
66	120	114	157	74	
67	124	115	157	75	
68	125	116	157	76	
69	125	117	157	77	
70	125	118	157	78	
71	125	119	157	79	
72	125	120	157	89	
73	125	121	157	90	
74	125	122	157	91	
75	125	123	157	93	
76	125	124	157	94	
77	125	125	157	95	
78	125	126	157	96	
79	125	127	157	97	
80	125	128	157	97	
81	125	129	157	97	
82	125	130			
83	125	131			
84	125	155			
85	125	156			
86	125	157			
87	125	157			
88	125	157			
89	125	157			
90	125	157			
91	125	157			
92	125	157			
93	125	157			
94	125	157			
95	125	157			
96	125	157			
97	125	157			
98	125				
99	125				
100	125				
101	125				

102	125				
103	125				
104	125				
105	125				
106	125				
107	125				
108	125				
109	125				
110	125				
111	125				
112	125				
113	125				
114	125				
115	125				
116	125				
117	125				
118	125				
119	125				
120	125				
121	125				
122	125				
123	125				
124	125				
125	125				
126	125				
127	125				
128	125				
129	125				
130	125				
131	125				
132	125				
133	125				
134	125				
135	125				
136	125				
137	125				
138	125				
139	125				
140	125				
141	125				
142	125				
143	125				
144	125				
145	125				
146	125				
147	125				
148	125				
149	125				
150	125				
151	125				
152	125				
153	125				
154	125				
155	125				

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

156	125				
157	125				

へ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
1	25	41	25	12
2	26	42	26	19
3	27	43	27	26
4	28	44	28	33
5	29	45	29	40
6	30	46	30	49
7	31	47	31	57
8	32	48	32	57
9	33	51	33	57
10	34	54	34	57
11	35	57	35	57
12	36	60	36	57
13	37	62	38	57
14	38	64	40	57
15	39	66	42	
16	40	68	44	
17	42	71	45	
18	44	74	46	
19	46	77	47	
20	48	80	48	
21	49	81	51	
22	50	82	54	
23	51	83	57	
24	52	84	60	
25	54	88	62	
26	56	92	66	
27	58	96	69	
28	60	100	72	
29	63	103	75	
30	66	108	78	
31	69	113	81	
32	72	118	81	
33	74	121	81	
34	76	121	81	
35	78	121	81	
36	80	121	81	
37	82	121	81	
38	84	121	81	
39	86	121	81	
40	88	121	81	
41	90	121	81	
42	92	121	81	
43	94	121	81	
44	96	121	81	
45	97	121	81	
46	98	121	81	
47	99	121	81	
48	100	121	81	
49	101	121	81	



令和7年3月21日 岡山県公報 号外

50	102	121	81	
51	103	121	81	
52	104	121	81	
53	107	121	81	
54	110	121	81	
55	113	121	81	
56	116	121	81	
57	118	121	81	
58	120	121		
59	121	121		
60	121	121		
61	121	121		
62	121	121		
63	121	121		
64	121	121		
65	121	121		
66	121	121		
67	121	121		
68	121	121		
69	121	121		
70	121	121		
71	121	121		
72	121	121		
73	121	121		
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121			
83	121			
84	121			
85	121			
86	121			
87	121			
88	121			
89	121			
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

ト 医療職給料表（一）降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	33	21	23
2	34	22	26
3	35	23	30
4	36	24	33
5	37	25	73
6	38	26	73
7	39	27	73
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	
12	44	32	
13	47	33	
14	51	34	
15	55	35	
16	59	36	
17	62	37	
18	64	38	
19	65	39	
20	65	40	
21	65	42	
22	65	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	
26	65	52	
27	65	54	
28	65	56	
29	65	59	
30	65	62	
31	65	65	
32	65	70	
33	65	75	
34	65	80	
35	65	85	
36	65	85	
37	65	85	
38	65	85	
39	65	85	
40	65	85	
41	65	85	
42	65	85	
43	65	85	
44	65	85	
45	65	85	
46	65	85	
47	65	85	
48	65	85	
49	65	85	

50	65	85	
51	65	85	
52	65	85	
53	65	85	
54	65	85	
55	65	85	
56	65	85	
57	65	85	
58	65	85	
59	65	85	
60	65	85	
61	65	85	
62	65	85	
63	65	85	
64	65	85	
65	65	85	
66	65	85	
67	65	85	
68	65	85	
69	65	85	
70	65	85	
71	65	85	
72	65	85	
73	65	85	
74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		
80	65		
81	65		
82	65		
83	65		
84	65		
85	65		

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

チ 医療職給料表（二）降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	21	21	13	21	21	21	37
2	22	22	14	22	22	22	37
3	23	23	15	23	23	23	37
4	24	24	16	24	24	24	37
5	25	25	17	25	25	26	37
6	26	26	18	26	26	28	37
7	27	27	19	27	27	30	37
8	28	28	20	28	28	32	37
9	29	29	21	29	29	38	37
10	30	30	22	30	30	44	37
11	31	31	23	31	31	50	37
12	32	32	24	32	32	53	37
13	33	33	25	33	33	53	37
14	34	34	26	34	34	53	37
15	35	35	27	35	35	53	37
16	36	36	28	36	36	53	37
17	37	37	29	37	37	53	37
18	38	38	30	38	38	53	37
19	39	39	31	39	39	53	37
20	40	40	32	40	40	53	37
21	41	41	33	41	43	53	37
22	42	42	34	42	46	53	
23	43	43	35	43	49	53	
24	44	44	36	44	52	53	
25	46	45	37	46	54	53	
26	48	46	38	48	56	53	
27	50	47	39	50	58	53	
28	52	48	40	52	63	53	
29	54	49	41	54	68	53	
30	56	50	42	56	73	53	
31	58	51	43	58	77	53	
32	60	52	44	60	77	53	
33	62	53	45	63	77	53	
34	64	54	46	66	77	53	
35	66	55	47	69	77	53	
36	68	56	48	72	77	53	
37	70	57	49	76	77	53	
38	72	58	50	80	77		
39	74	59	51	85	77		
40	76	60	52	90	77		
41	79	61	53	95	77		
42	82	62	54	100	77		
43	85	63	55	101	77		
44	85	64	56	101	77		
45	85	65	57	101	77		
46	85	66	58	101	77		
47	85	67	59	101	77		
48	85	68	60	101	77		
49	85	70	61	101	77		

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

50	85	72	62	101	77		
51	85	74	63	101	77		
52	85	76	64	101	77		
53	85	79	65	101	77		
54	85	82	66	101			
55	85	85	67	101			
56	85	90	68	101			
57	85	95	70	101			
58	85	100	72	101			
59	85	105	74	101			
60	85	105	76	101			
61	85	105	78	101			
62	85	105	80	101			
63	85	105	82	101			
64	85	105	84	101			
65	85	105	85	101			
66	85	105	86	101			
67	85	105	87	101			
68	85	105	88	101			
69	85	105	90	101			
70	85	105	109	101			
71	85	105	109	101			
72	85	105	109	101			
73	85	105	109	101			
74	85	105	109	101			
75	85	105	109	101			
76	85	105	109	101			
77	85	105	109	101			
78	85	105	109				
79	85	105	109				
80	85	105	109				
81	85	105	109				
82	85	105	109				
83	85	105	109				
84	85	105	109				
85	85	105	109				
86	85	105	109				
87	85	105	109				
88	85	105	109				
89	85	105	109				
90	85	105	109				
91	85	105	109				
92	85	105	109				
93	85	105	109				
94	85	105	109				
95	85	105	109				
96	85	105	109				
97	85	105	109				
98	85	105	109				
99	85	105	109				
100	85	105	109				
101	85	105	109				
102	85	105					
103	85	105					

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

104	85	105					
105	85	105					
106		105					
107		105					
108		105					
109		105					

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

リ 医療職給料表（三）降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	17	29	13	21	25	21
2	18	30	14	22	26	22
3	19	31	15	23	27	23
4	20	32	16	24	28	24
5	21	33	17	25	29	25
6	22	34	18	26	30	26
7	23	35	19	27	31	27
8	24	36	20	28	32	28
9	25	37	21	29	33	29
10	26	38	22	30	34	30
11	27	39	23	31	35	31
12	28	40	24	32	36	32
13	29	41	25	33	37	33
14	30	42	26	34	38	34
15	31	43	27	35	39	35
16	32	44	28	36	40	36
17	33	45	29	37	42	37
18	34	46	30	38	44	38
19	35	47	31	39	46	39
20	36	48	32	40	48	44
21	37	49	33	41	50	49
22	38	50	34	42	52	54
23	39	51	35	43	54	57
24	40	52	36	44	56	57
25	41	53	37	45	58	57
26	42	54	38	46	60	57
27	43	55	39	47	62	57
28	44	56	40	48	64	57
29	45	57	41	49	70	57
30	46	58	42	50	76	57
31	47	59	43	51	82	57
32	48	60	44	52	85	57
33	49	61	45	53	85	57
34	50	62	46	54	85	57
35	51	63	47	55	85	57
36	52	64	48	56	85	57
37	53	65	49	57	85	57
38	54	66	50	58	85	57
39	55	67	51	59	85	57
40	56	68	52	60	85	57
41	58	69	53	61	85	57
42	60	70	54	62	85	
43	62	71	55	63	85	
44	64	72	56	64	85	
45	65	73	57	66	85	
46	66	74	58	68	85	
47	67	75	59	70	85	
48	68	76	60	72	85	
49	69	77	61	73	85	



令和7年3月21日 岡山県公報 号外

50	70	78	62	74	85	
51	71	79	63	75	85	
52	72	80	64	76	85	
53	73	81	65	78	85	
54	74	82	66	80	85	
55	75	83	67	82	85	
56	76	84	68	84	85	
57	77	85	69	86	85	
58	78	86	70	88		
59	79	87	71	90		
60	80	88	72	94		
61	81	89	73	98		
62	82	90	74	102		
63	83	91	75	106		
64	84	92	76	108		
65	86	93	77	109		
66	88	94	78	109		
67	90	95	79	109		
68	92	96	80	109		
69	93	97	81	109		
70	94	98	82	109		
71	95	99	83	109		
72	96	100	84	109		
73	97	101	85	109		
74	98	102	86	109		
75	99	103	87	109		
76	100	104	88	109		
77	102	107	89	109		
78	104	110	90	109		
79	106	113	91	109		
80	108	116	92	109		
81	113	120	94	109		
82	118	124	96	109		
83	123	128	98	109		
84	128	132	100	109		
85	131	135	101	109		
86	134	140	102			
87	137	145	103			
88	140	150	106			
89	144	153	109			
90	148	153	112			
91	152	153	115			
92	156	153	118			
93	159	153	121			
94	162	153	121			
95	165	153	121			
96	168	153	121			
97	169	153	121			
98	169	153	121			
99	169	153	121			
100	169	153	121			
101	169	153	121			
102	169	153	121			
103	169	153	121			

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

104	169	153	121			
105	169	153	121			
106	169	153	121			
107	169	153	121			
108	169	153	121			
109	169	153	121			
110	169	153				
111	169	153				
112	169	153				
113	169	153				
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169					
123	169					
124	169					
125	169					
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

備考：これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した等級を示す。

別表第七を次のように改める。

**別表第七** 昇給号給数表（第十二条，第三十一条関係）

イ 行政職給料表 7級以下職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4（第30条各号に掲げる職員にあつては 3）	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

- この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級以上であるもの及び第30条の2各号に掲げる職員以外の職員に適用する。
- 昇給の号給数の項の上段に掲げる号給数は給与条例第4条第7項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、昇給の号給数の項の下段に掲げる号給数は給与条例第4条第7項の規定の適用を受ける職員に適用する。

ロ 行政職給料表 8級以上職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	2	1	0	0	0

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級以上であるもの及び第30条の2各号に掲げる職員に適用する。

**附 則**

(施行期日)

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。  
(切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例)
- 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格（以下この項において「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の第十八条又は第二十条の規定を適用する。  
(特定の職員の号給の切替え)
- 行政職給料表の適用を受ける職員で、切替日の前日における等級及び号給が一級七号給から一級十号給までの職員の切替日における号給は、切替日の前日における号給の二号給上位の号給とする。
- 行政職給料表の適用を受ける職員で、切替日の前日における等級及び号給が一級十号給から一級十五号給までの職員の切替日における号給は、切替日の前日における号給の一号給上位の号給とする。
- 小学校・中学校教育職員給料表の適用を受ける職員で、切替日の前日における等級

及び号給が二級五号給から二級八号給までの職員の切替日における号給は、切替日の前日における号給の二号給上位の号給とする。

6 附則第三項及び第四項の規定は、切替日の前日までに新たに職員となった者で、改正前の別表第二のイ 行政職給料表初任給基準表の初任給欄が一級七号給の区分の適用を受けた職員について適用する。

7 附則第五項の規定は、切替日の前日まで新たに職員となった者で、改正前の別表第二のホ 小学校・中学校教育職員給料表初任給基準表の初任給欄が二級五号給の区分の適用を受けた職員について適用する。

◎岡山県人事委員会規則第九号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長

安 田

寛

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「給与条例第九条第二項に規定する扶養親族の要件を具備している者」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与条例第九条第二項に規定する扶養親族」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）を削る。

第四条中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。）を削り、「岡山県公営企業職員等（給与条例第十一条第四項に規定する岡山県公営企業職員等をいう。）であつた者から引き続き」を「新たに」に改める。  
第五条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第六条第一項中「ならない」の下に「。前条第三項に規定する場合においても、同様とする」を加える。

第八条第一項中「欠くに至つた日」の下に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第十号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

(義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年岡山県人事委員会規則第二十二号))

の一部を次のように改正する。

別表第一中

3,500円	4,200円	6,800円
3,700	4,400	6,900
3,800	4,500	7,100
4,000	4,900	7,200
4,300	5,100	7,400
4,500	5,200	7,500
4,700	5,400	7,600
4,900	5,500	7,700
5,100	5,700	7,900
5,300	5,900	8,000
5,400	6,000	
5,600	6,100	
5,700	6,300	
5,800	6,400	
6,000	6,600	
6,100	6,800	
6,300	6,900	
6,400	7,000	
6,500	7,100	
6,700	7,200	
6,800	7,300	
6,900	7,400	
6,900	7,500	

を

4,000円	4,900円	7,400円
4,300	5,100	7,500
4,500	5,200	7,600
4,700	5,400	7,700
4,900	5,500	7,900
5,100	5,700	8,000
5,300	5,900	
5,400	6,000	
5,600	6,100	
5,700	6,300	
5,800	6,400	
6,000	6,600	
6,100	6,800	
6,300	6,900	
6,400	7,000	
6,500	7,100	
6,700	7,200	
6,800	7,300	
6,900	7,400	
6,900	7,500	
7,000	7,500	
7,200		
7,200		

に改める。

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

7,000	7,500	
7,200		
7,200		
7,200		
7,300		

7,200		
7,300		

別表第二中

3,500円	5,100円	6,800円
3,700	5,200	6,900
3,800	5,400	7,100
4,000	5,500	7,200
4,300	5,700	7,400
4,500	5,900	7,500
4,700	6,000	7,600
4,900	6,100	7,700
5,100	6,300	7,900
5,300	6,400	8,000
5,400	6,600	
5,600	6,800	
5,700	6,900	
5,800	7,000	
6,000	7,100	
6,100	7,200	
6,300	7,300	
6,400	7,400	
6,500	7,500	
6,700	7,500	
6,800		

を

4,000円	5,700円	7,400円
4,300	5,900	7,500
4,500	6,000	7,600
4,700	6,100	7,700
4,900	6,300	7,900
5,100	6,400	8,000
5,300	6,600	
5,400	6,800	
5,600	6,900	
5,700	7,000	
5,800	7,100	
6,000	7,200	
6,100	7,300	
6,300	7,400	
6,400	7,500	
6,500	7,500	
6,700		
6,800		
6,900		
6,900		
7,000		

に改める。

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

6,900		
6,900		
7,000		
7,200		
7,200		
7,300		

7,200		
7,200		
7,200		
7,300		

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。



◎岡山県人事委員会規則第十一号

単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

**第一条** 単身赴任手当に関する規則(平成二年岡山県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第三項」を削り、同条第一号中「配偶者が」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」が」に改める。

第五条第一項中「任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者」を「人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第二条に規定するやむを得ない事情」に改め、同条第二項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同項第七号中「岡山県公営企業職員等(給与条例第十一条第四項に規定する岡山県公営企業職員等をいう。)」から引き続き「を」新たに「に改め、「発生に伴い」の下に「と、「第二条」とあるのを「前項」を加える。

第七条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第八条中「ならない」の下に「。前条第三項に規定する場合においても、同様とする」を加える。

第九条第一項中「欠くに至った日」の下に「(人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日)」を加える。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

**第二条** 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(令和五年岡山県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し、同項及び附則第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

**附 則**

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十二号

管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

寛

管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第一条 管理職員特別勤務手当に関する規則(平成三年岡山県人事委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十八条の四第三項第一号」を「第十八条の四第三項」に、「当該」を「同条第一項の」に改め、同条第二項を削る。

第三条を次のように改める。

第三条 給与条例第十八条の四第三項第一号の人事委員会規則で定める額(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号。第三号及び次項第三号において「任期付職員条例」という。))第八号第二項及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十六号。第四号及び次項第四号において「任期付研究員条例」という。))第六条第二項の規定により読み替えて適用される給与条例第十八条の四第一項の規定により支給する管理職員特別勤務手当の額を含む。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 給与条例第八条の二第一項に規定する職にある職員(以下「管理監督職員」という。)(次号に掲げる職員を除く。)) 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則(昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号)第二条の規定による管理職手当(以下「管理職手当」という。)の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種及び二種 一万二千元

ロ 三種及び四種 一万元

ハ 五種及び六種 八千元

ニ 七種、八種及び九種 六千元

ホ 十種 四千元

二 定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第三項に規定する職員をいう。以下同じ。))である管理監督職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種及び二種 一万元

ロ 三種及び四種 九千元

ハ 五種及び六種 七千元

ニ 七種、八種及び九種 五千元

ホ 十種 三千元

三 任期付職員条例第七条第一項に規定する特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は同条第三項(職員の育児休業等に関する条例(平成四年岡山県条例第三号)第二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第三号において同じ。))の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第七条第三項の規定による給料月額 一万二千元

- ロ 五号給 一万円
- ハ 二号給から四号給まで 八千円
- ニ 一号給 六千円

四 任期付研究員条例第四条に規定する第一号任期付研究員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は同条第五項（職員の育児休業等に関する条例第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第四号において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 六号給及び任期付研究員条例第五条第五項の規定による給料月額 一万二千円

ロ 四号給及び五号給 一万円

ハ 二号給及び三号給 八千円

ニ 一号給 六千円

2 給与条例第十八条の四第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 管理監督職員（次号に掲げる職員を除く。） 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種及び二種 六千円

ロ 三種及び四種 五千円

ハ 五種及び六種 四千円

ニ 七種、八種及び九種 三千円

ホ 十種 二千円

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 次に掲げる当該職員の職に係る管理職手当の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種及び二種 五千五百円

ロ 三種及び四種 四千五百円

ハ 五種及び六種 三千五百円

ニ 七種、八種及び九種 二千五百円

ホ 十種 千五百円

三 任期付職員条例第七条第一項に規定する特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第七条第三項の規定による給料月額 六千円

ロ 五号給 五千円

ハ 二号給から四号給まで 四千円

ニ 一号給 三千円

四 任期付研究員条例第四条に規定する第一号任期付研究員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は同条第五項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び任期付研究員条例第五条第五項の規定による給料月額 六千円

ロ 四号給及び五号給 五千円

ハ 二号給及び三号給 四千円

ニ 一号給 三千円

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

**第四条** 次に掲げる場合には、給与条例第十八条の四第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

- 一 給与条例第十八条の四第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合
- 二 給与条例第十八条の四第二項の勤務をした後、引き続き同条第一項の勤務をした場合

附則第二項中「第二条第二項及び第三条第一項」を「第三条第一項及び第二項」に、「第二条第二項第一号及び第三条第一項第一号」を「同条第一項第一号及び第二項第一号」に改める。

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第二条** 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(令和五年岡山県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二条第二項第二号及び第三条第一項第二号」を「第三条第一項第二号及び第二項第二号」に改める。

**附 則**

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十三号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長

安 田

寛

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成十五年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の前の見出し、同条及び第三条を削り、第四条の前の見出しを削り、同条を第二条とし、同条の前に見出しとして、「（条例第二条第二項の任期付職員の号給の決定の特例等）」を付する。

第五条中「第四条」を「第二条」に改め、同条を第三条とし、第六条を第四条とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県人事委員会規則第十四号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長

安 田

寛

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年岡山県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「百分の三から百分の二十までの範囲内」を「百分の二十以下」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則別表を削る。

別表を次のように改める。

別表（第二条、第三条関係）

支給地域				級地
東京都のうち特別区				一級地
東京都のうち府中市				二級地
大阪府のうち大阪市				二級地
広島県のうち広島市				四級地
岡山県のうち岡山市及び倉敷市				五級地
その他条例第十条の二第一項に規定する地域として 人事委員会が認める地域				二級地
				三級地
				四級地
				五級地

備考 この表における特別区及び市の名称又は地域は、令和七年四月一日におけるものを示す。

### 附 則

（施行期日）

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。  
（令和十年三月三十一日までの間における地域手当）
- 令和十年三月三十一日までの間における岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）第十条の二第一項の人事委員会規則で定める地域は、この規則による改正後の第二条の規定にかかわらず、附則別表に掲げる地域とする。
- 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和七年岡山県条例第二号。次項において「令和七年改正条例」という。）附則第五項の人事委員会規則で定める地域手

# 令和7年3月21日 岡山県公報 号外

当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- 一 二十パーセント級地 百分の二十
- 二 十六パーセント級地 百分の十六
- 三 十五パーセント級地 百分の十五
- 四 十四パーセント級地 百分の十四
- 五 十三パーセント級地 百分の十三
- 六 十二パーセント級地 百分の十二
- 七 十一パーセント級地 百分の十一
- 八 十パーセント級地 百分の十
- 九 九パーセント級地 百分の九
- 十 八パーセント級地 百分の八
- 十一 七パーセント級地 百分の七
- 十二 六パーセント級地 百分の六
- 十三 五パーセント級地 百分の五
- 十四 四パーセント級地 百分の四
- 十五 三パーセント級地 百分の三
- 十六 二パーセント級地 百分の二
- 十七 一パーセント級地 百分の一

4 令和七年改正条例附則第五項後段の人事委員会規則で定める級地は、附則別表に定めるとおりとする。

### 附則別表（附則第二項及び第四項関係）

支給地域	級地
東京都のうち特別区	二十パーセント級地
東京都のうち府中市	十五パーセント級地
大阪府のうち大阪市	十六パーセント級地
広島県のうち広島市	九パーセント級地
岡山県のうち岡山市	三パーセント級地
岡山県のうち倉敷市	二パーセント級地
その他条例第十条の二第一項に規定する地域として 人事委員会が認める地域	十六パーセント級地
	十五パーセント級地
	十四パーセント級地
	十三パーセント級地

令和7年3月21日 岡山県公報 号外

備考 この表における特別区及び市の名称又は地域は、令和七年四月一日におけるものを示す。

一パーセント級地	二パーセント級地	三パーセント級地	四パーセント級地	五パーセント級地	六パーセント級地	七パーセント級地	八パーセント級地	九パーセント級地	十パーセント級地	十一パーセント級地	十二パーセント級地	



◎岡山県人事委員会規則第十五号

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十一第一項各号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に改める。

第十八条第二項第一号中「という。」の下に「（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加え、同号ただし書中「三千四十円を超えるときは、一日当たりの運賃等相当額と三千四十円との差額の二分の一を三千四十円に加算した額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を「七千四百円を超えるときは、七千四百円」に改め、同項第三号イ中「三千四十円を超えるときは、その合計額と三千四十円との差額の二分の一を三千四十円に加算した額」（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を「七千四百円を超えるときは、七千四百円」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十六号

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の十一第一項各号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十七号

扶養手当に関する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長

安 田

寛

扶養手当に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。)第九条の規定に基づき、扶養手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政職給料表の九級の職員に相当する職員)

第二条 給与条例第九条第一項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその等級が四級であるものとする。

(扶養親族の範囲)

第三条 任命権者(その委任を受けた者を含む。第六条及び第七条において同じ。)は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

- 一 民間事業所等その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- 二 その他の者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が、年額百三十万円程度以上である者

(重度心身障害者等)

第四条 給与条例第九条第二項第五号の人事委員会規則で定めるものは、終身労務に服することができない程度の者とする。

(行政職給料表の八級の職員に相当する職員)

第五条 給与条例第九条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその等級が九級であるもの
- 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその等級が五級であるもののうち管理職手当に関する規則(昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号)別表第一に掲げる区分が三種又は四種であるもの

(届出)

第六条 新たに給与条例第九条第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、人事委員会が定める様式の扶養親族届出書により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならぬ。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(認定)

第七条 任命権者は前条第一項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第二項に規定する場合においても、同様とする。

2 任命権者は、前条の認定を行うに当たって必要と認める場合は、扶養事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第八条 扶養手当の支給は、職員が新たに給与条例第九条第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日(人事委員会が定める

場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第六条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(支給方法)

第九条 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

2 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の扶養手当は、前項の規定にかかわらず、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者においてその月分を支給する。この場合において、この給料の支給義務者は、職員の異動がその月の給料の支給日前であるときは、その際支給するものとする。  
(その他)

第十条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(令和七年改正給与条例附則第四項が適用される間の読替え)

2 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第二条中「給与条例第九条第一項ただし書の」とあるのは「岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(令和七年条例第二号)附則第四項の規定により読み替えられた給与条例(以下「読替え後の給与条例」という。)

第九条第一項ただし書に規定する等級が行政職給料表の九級に相当する職員として」と、第四条、第五条、第六条第一項及び第八条第一項中「給与条例」とあるのは「読替え後の給与条例」とする。

3 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(令和七年条例第二号)附則第四項の規定により読み替えられた給与条例第九条第一項ただし書に規定する等級が行政職給料表の八級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第二条及び第五条に規定する職員とする。

(岡山県職員給与支給規則の一部改正)

4 岡山県職員給与支給規則(昭和二十六年岡山県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の二の前の見出しを削り、同条から第十一条までを次のように改める。

第七条の二から第十一条まで 削除

◎岡山県人事委員会規則第十八号

在宅勤務等手当に関する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長

安 田

寛

在宅勤務等手当に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。)第十一条の三の規定に基づき、在宅勤務等手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(在宅勤務等の場所)

第二条 給与条例第十一条の三第一項の人事委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は二親等内の親族の住居

二 前号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者(その委任を受けた者を含む。第五条において同じ。)が認めるもの

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第三条 給与条例第十一条の三第一項の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

一 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十六年岡山県条例第五十八号)第三条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間又は給与条例第十六条第三項に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間(いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。)

二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

(一箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第四条 給与条例第十一条の三第一項の人事委員会規則で定める期間は、三箇月とする。(確認)

第五条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、給与条例第十一条の三第一項に規定する勤務(以下この条において「在宅勤務等」という。)を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第六条 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動がその月の給料の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(支給期間等)

第七条 職員が新たに給与条例第十一条の三第一項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する人事委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等

手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(その他)

第八条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(岡山県職員給与支給規則の一部改正)

2 岡山県職員給与支給規則(昭和二十六年岡山県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中第六号を第七号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 在宅勤務等手当

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和六十三年岡山県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「通勤手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。